

3 日目 (2 月22日)

第1回福生市議会定例会会議録（第3号）

平成19年2月22日福生市議会議場に第1回福生市議会定例会が招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	加藤 育男君	2 番	串田 金八君	3 番	田村 昌巳君
4 番	増田 俊一君	5 番	大野 聰君	6 番	前田 正蔵君
7 番	中森 富久君	8 番	阿南 育子君	9 番	高橋 章夫君
10 番	原島 貞夫君	11 番	森田 昌巳君	12 番	石川 和夫君
13 番	田村 正秋君	14 番	大野 悦子君	15 番	羽場 茂君
16 番	青海 俊伯君	17 番	今林 昌茂君	18 番	沼崎 満子君
19 番	松山 清君	20 番	清水 信作君	21 番	遠藤 洋一君
22 番	小野沢 久君				

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	助 役	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	都市建設 部 長	清水喜久夫君	教育次長	吉野 栄喜君
参 事	嶋崎 政男君	選挙管理 委員会 事務局長	山崎 典雄君	監査委員 事務局長	伊藤 章一君

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	小林 作二君	議事係長	大内 博之君	臨時速記 事務補佐員	杉田 愛子君
-------------	--------	------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第1回福生市議会定例会議事日程（3日目）

開議日時 2月22日（木）午前10時

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第1号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第4号 | 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第2号 | 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第3号 | 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第5号 | 福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第6号 | 福生市育英資金支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第7号 | 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第8号 | 福生市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第9号 | 福生市営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第10号 | 福生市下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第11号 | 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第12号 | 福生市副市長の定数を定める条例 |
| 日程第14 | 議案第13号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第15 | 議案第14号 | 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 |
| 日程第16 | 議案第15号 | 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について |
| 日程第18 | 議案第17号 | 東京市町村総合事務組合理約の変更について |
| 日程第19 | 議案第18号 | 瑞穂斎場組合理約の変更について |
| 日程第20 | 議案第19号 | 西多摩衛生組合理約の変更について |
| 日程第21 | 議案第20号 | 平成18年度福生市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第22 | 議案第21号 | 平成18年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |

- 日程第23 議案第22号 平成18年度福生市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第23号 平成18年度福生市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 平成18年度福生市受託水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第25号 平成19年度福生市一般会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成19年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成19年度福生市老人保健医療特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成19年度福生市介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 平成19年度福生市下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成19年度福生市受託水道事業会計予算
- 日程第32 議案第31号 不動産の譲与について

午前10時 開議

○議長（石川和夫君） ただいまから平成19年第1回福生市議会定例会3日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

（議会運営委員長 小野沢久君登壇）

○議会運営委員長（小野沢久君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告をさせていただきます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げまして御報告とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（石川和夫君） これより日程に入ります。

日程第1、2日目に引き続き一般質問を行います。

まず、9番高橋章夫君。

（9番 高橋章夫君質問席着席）

○9番（高橋章夫君） おはようございます。御指名をいただきましたので、さきの通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問内容は3点ほどでございます。道路行政について、それから生活環境行政について、第一中学校南門避難対策についてをお伺いいたします。

道路行政について、狹隘道路（赤道）の現在の状況についてお伺いいたします。

狹隘道路（赤道）は昔ながらの狭い道に住宅や建築物、建造物が建っていることがあります。建築するときの建築確認申請には道路中心線より2メートルセットバックして住宅を建てることになっております。法第42条2項の定めであり、市条例では福生市狹隘道路拡幅整備要綱第2条の3に当たり、しかし、建築確認後ところによってはセットバック部分に建物や塀等をつくって道路を狭くして、車、人等が通行するのに支障を来しています。

また、狹隘道路（赤道）の中には道路内に家が建っていたり、道路を敷地内の一部として使用しているところもあるように見受けられます。このような場所は市道としての機能をしていないので、できれば廃道に払い下げをした方がよいのではないかと思います。

そこで、狹隘道路は現在何路線あって、どのくらいの面積を占めているのか、また道路として機能していない部分を廃道にする場合にはどのような手続きが必要になる

のか、また狹隘道路を買収する場合の単価設定は幾らぐらいで行われているのかをお伺いいたします。

次に、生活環境行政についてお伺いいたします。

地域猫制度についてお伺いいたします。環境課が進めている地域猫モデル地区における猫の去勢、不妊手術費助成事業が平成18年4月より実施され、10カ月ほどになりますが、制度実施と同時期に発足したボランティアで「福生地域猫の会」が積極的な活動をしているようですが、どのような活動計画、行動により事業を実施され、地域猫制度がどのように生かされているのかお聞きいたします。

また、地域猫の会、活動早々近隣市から見学に来られているとお聞きしておりますが、大変評価を得ていることと思われまます。また地域猫の会は募金活動や地域でのバザー等にも参加し、資金をつくっているようですが、また今年度は予算として58万4000円で、47万5000円が手術費に当てられているようですが、雄と雌の手術費はどのくらいか、これまでのまた事業の成果についてお伺いいたします。

地域猫を捕獲するにはどのような手順を踏んで、手術してくれる動物病院、医師等の連携が必要と思いますが、どのように連絡調整をしているのか、最後に捕獲された猫の対応と処理、行政のかかわりについて、どのようにかかわっているかあわせてお伺いいたします。

3点目で、福生第一中学校南門避難対策について、福生第一中学校南門のバリアフリー化と避難通路対策についてお伺いいたします。

各市内小・中学校は避難所として指定されており、福生第一中学校もその1カ所として指定されております。災害時や避難訓練の際に福生第一中学校南門、避難通路として使用していた地域、町会から要望をいただき、再三質問をしてきました。

平成18年9月の市長答弁で「今回までに何回もの御質問をいただきまして、いろいろと状況について答弁しておりますが、再度のお話もいただきましたので、何か工夫できないか、関係部局で再度協議して結論を出してまいりたい」と御答弁をいただき、その後関係部局で検討されたのか、またどのような結果に至ったのかお伺いいたします。

また一昨日、平成19年度施政方針の中で「自然災害は必ずくるという意識を持ち、日々の対策を講じることが必要でございます」とうたっております。災害の意識を持ち、市民が安堵できる御回答をお願い申し上げまして第1回目の質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) おはようございます。高橋議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、道路行政についての狹隘道路(赤道)の現在の状況ですが、市内の幅員4メートル以下の狹隘道路については、平成18年3月31日現在、延長で2万3228メートル、市道全体の約18%を占めております。

この狹隘道路の整備については、福生市狹隘道路拡幅整備要綱に基づき推進しており、地権者からの買取要望、地元住民からの拡幅要望、さらに市で整備の緊急性及び

必要性を考慮し、順次拡幅整備を行っております。

そこで、御質問の狹隘路線は何路線でどのくらいの面積があるかということですが、全路線では約280路線、面積は約6万3000平方メートルであります。また狹隘道路の買収単価につきましては、基本的には1平方メートル当たり2万4000円でございます。

しかし、狹隘道路の中には長年隣接の地権者等に何らかの形で使われていて、道路、通路として利用されず、機能していない道路もございまして、これらの道路は廃道すべき路線として位置付け、廃道にするための事務手続き等が整った路線から順次議会に提案し、議決をいただき、廃道決定を行い、廃道敷に隣接している関係地権者に払い下げを行っております。

廃道をするには、道路に面した関係地権者からの払い下げの要望を受けて行っております。これは廃道した土地の払い下げを受けてもらえることを前提条件としておりまして、一つの路線で払い下げを受けないという人が1人でもいる場合には、廃道の手続きができないためであります。

廃道にするための具体的な手続きといたしましては、廃道する路線に面したすべての地権者から廃道要望申請書を提出していただき、現地調査等を行い、廃道にしても支障がないということであれば、議会の議決をいただき廃道にいたします。

次に2項目目、生活環境行政についての地域猫制度についてですが、福生市においての「人と動物の共生」という考え方に基きまして、平成18年度より地域猫制度をスタートいたしました。のら猫に不妊・去勢手術を施し、繁殖を防止しながら地域のボランティアがのら猫を管理していくことを主旨とし、市ではボランティアに不妊・去勢手術の助成金を交付し、これによりボランティアの皆さんと協働して制度を進めております。

現状ですが、まずは本制度について全市民的な理解を得るための効果を実証するため、町会を介して地域住民の合意が得られた市内2箇所を指定地区に定め、その中で活動を始めております。

具体的な地区指定と現在の手術頭数は、昨年8月から活動を開始しました富士見台町会では既に今年度の助成枠25匹の手術が完了しており、その後もボランティアの手による猫のえさやりや清掃等の管理が続けられております。

その結果、昨年の秋は猫の出産が相当数抑えられたとのこと、手術後の猫は発情しないため夜鳴きが減ったこと、またボランティアの管理が周辺の美化に結び付いていることなど本活動は周辺の方々におおむねよい評価をいただいております。

事業の成果として、今年度事業予算58万4000円のうち47万5000円を猫50匹分の不妊・去勢手術助成金として計上しておりますが、この助成金については、先ほど申しました富士見台町会では今年度分が完了しました。

また、二つ目の指定地区は福生駅東口の富士見通りを挟んだ繁華街周辺ですが、こちらの地区も19年1月より活動が開始され、現在10匹の手術が完了しており、今年度中には同地区においても残り15匹について手術を施す予定であります。

なお、市から交付される助成金は雄が7000円、雌が1万2000円ですが、手

術の費用は病院や猫のおおの状態で異なりますけれども、雄がおよそ1万円から1万5000円、雌がおよそ1万6000円から2万5000円程度で、助成金で不足する差額分についてはボランティアの方々の負担となっております。

次に、捕獲された猫の対応と処理についてですが、猫の不妊・去勢手術については市内3箇所の動物病院と受け入れの協定を結び、ボランティアの手で捕獲と病院への持ち込み、持ち帰りが行われます。具体的にはボランティアが事前に市への申請及び病院への予約をしていただき、午前中に猫を捕獲して病院へ持ち込み、手術し、午後には猫を引き取って捕獲場所に放していただいております。持ち込みと持ち帰りの際には必ず市の担当職員が現場へ出向きまして、立ち会いをしております。

このボランティアでございましてけれども、この団体は「福生地域猫の会」という名称で、本制度の施行に先駆けて環境課の呼び掛けに応じてお集まりいただいた市民の会でございます。現在会員は17名で、毎月の会合のほか月1回程度市内各所において不妊・去勢手術の資金を得るためのバザーを行うなど大変精力的に活動をしており、その一方で公共的な活動という観点に立って、周辺住民との話し合いによる合意を心がけるなどしてくださっておりまして、市としても市民と行政の協働という観点からまことに心強い活動内容であると思っております。

始まったばかりの本制度ではありますが、今後も福生地域猫の会と協働においてはこの会の力が十二分に発揮できるよう配慮させていただきながら、地域猫制度が地域に根ざした活動として定着するよう心がけてまいりたいと思います。

次に3項目目の福生第一中学校南門の避難路対策について、南門のバリアフリー化と避難路対策ということですが、再三御質問いただいておりますが、昨年の9月議会で答弁いたしましたとおり、災害時といった非日常的な施設としての避難所である前に、日常的に使われている学校教育の施設でありますことから、まだ結論を出すまでに至っておりませんが、平成19年度中には方向性を出し、結論を出してまいります。

以上で高橋議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○9番（高橋章夫君） 御答弁ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。

初めに、狹隘道路についてお伺いいたします。狹隘道路は約28.0路線あるとの答弁をいただきましたが、そのうち廃道する路線はどのくらいあるのか、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。また今後はどのような取り組みをしていくのかお伺いいたします。

二つ目に、廃道敷を払い下げる場合、単価は、これは赤道という部分、先ほどは多分狹隘道路、今度は廃道、赤道という部分での単価はどのくらいになるのか、また設定するにはどのようなことを行うのかをお聞きしたいと思います。

それから、地域猫ですけれども、今年度に完了した富士見台町会で大変よい評価が得られているということでございましてけれども――との答弁がありましたが、本年度まで、始まりました経緯について教えていただければと思います。

それともう1点が、今年度の予算及び内容につきまして御答弁いただきましたが、19年度の予算はどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

以上、4点をお願いいたします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、高橋議員さんの再質問にお答えいたします。

2点ございますが、1点目でございますが、約280路線ある狹隘道路の中で廃道する路線はどのぐらいかということでございますが、現在、市内全域の廃道すべき路線の整理を関係書類に基づきまして実施しておりまして、まだ現時点で集計ができていないため、大変申しわけございませんが、ここで御報告することは、ちょっと申しわけないのですが、できません。

今後の取り組みにつきましては、廃道路線の整理ができましたら、これまで地権者から払い下げの要望により行っておりましたが、今後は市が主導的な立場になりまして、先ほど市長答弁にもありましたような条件をクリアした路線につきましては、関係地権者に交渉を行いまして、理解を得られたところから計画的に廃道にする路線の整理を進めてまいりたいと、今までは払い下げの要望があったというところでしたが、一步前に踏み込みたいというふうに考えております。

それから、廃道敷を払い下げる場合でございますが、廃道後はその財産、土地を総務部に財産引き継ぎをいたしまして、普通財産として総務部で払い下げの事務手続きが行われることとなります。

払い下げの単価につきましては、総務部の方で事務手続きをすることでございますが、基本的なことではございますが、土地の鑑定を行い、その鑑定価格によりまして払い下げをする面積を乗じて金額を決定して実施をすると、このようなことになっております。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、地域猫制度の経緯ということで答弁をさせていただきます。

平成16年3月でございますけれども、「人と動物の共生市民会議」を広報で募集いたしまして、4月に17名の市民及び獣医師の方が会議を開催する中で、17年3月でございますけれども、「私たちの考える人と動物の共生のあり方について（猫編）」の提言をいただきました。

この内容といたしましては、一つといたしまして、飼い猫については室内飼い、不妊・去勢の進め。二つといたしまして、飼い主のいない猫については地域猫活動、不妊・去勢補助制度の要望。三つといたしまして、その他でございまして、飼育マナー向上への取り組みが述べられていたところでございます。

市といたしましては、提言を受けまして17年9月に地域猫を考える福生市民会議を広報で募集し、10月には19名の市民により第1回目の地域猫を考える福生市民会議を開催しております。17年11月には新宿区の地域猫を視察し、情報を得るなど、現在福生地域猫の会として会則をつくり、毎月会議を開催する中で現在に至っているところでございます。

次に、19年度予算はどのように考えているかとの御質問でございますけれども、19年度予算につきましてはこれから御審議をいただくわけでございますけれども、18年度と同額の助成金は47万5000円を計上させていただいております。新た

に二つ、2地域での不妊・去勢手術をそれぞれ25匹行う予定といたしております。

なお、先ほど市長答弁で不妊・去勢手術が完了したとお答えいたしました富士見台町会で、あと何匹か手術が必要であるというような要望があった場合につきましては、それを実施しませんと実効性が確保できませんので、運用面での弾力性は持たせていただきたいと、そのように考えております。

○9番（高橋章夫君） 御答弁ありがとうございました。それでは要望させていただきたいと思います。

大変時間の方も余って申しわけなく思いますけれども、狹隘道路について、土地の方の無断使用を、道路としてあるものを、市の土地を無断使用させずに、なるべく払い下げにより財源につながるようにできるのではないかなと思いますので、今後調査終了後積極的に、市民からの要望を待つのではなくて、先ほど部長の方からお話がありましたように、出向いて行ってやはりその辺のところは財政に確保できるようにつなげていただければと思いますので、その辺のところは要望しておきたいと思います。

それから、次に地域猫ですが、地域猫捕獲を、町会からのやはり追加等が、依頼が多分出てくるのではないかな、ということは猫の今の現状を見てみると、苦情が多いところから順次多分それを捕獲していると思われまますので、現在の予算の中で、今お聞きました47万5000円、その辺の予算では多分足らなくなってくるのではないかなと思いますので、新年度予算も予算書には計上されておりますけれども、できましたら追加の予算を、増額予算をお願いできればなと思います。

そのことによって、また地域猫の方たちも自分たちで資金を集め、またバザー等で資金を自分たちでつくらなければ、多分手術費が間に合わなくなってしまうのだと思いますので、多少なりともその辺のところも御協力いただければと思います。

そのようなことから、行政に対しての猫に対する苦情は大分減ってくるのではないかなと思います。苦情を聞くよりも評価される話を聞いた方がだれもがよろしいのではないかなと思います。

私であっても、やはりどのようなことであっても評価される方が聞く耳を持ちやすく、不平を言われたときには頭を下に向けているのが現状ではないかと思います。どうか真正面と、目と目で向き合いながらそういうことを実行できるような、実施できるようなことをお願いすると同時に、ちょっとお話いたしましたけれども、増額ができるように要望させていただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、一中の避難通路、大変難しいこととは私も承知をしながら、繰り返しの質問で大変申しわけなく思っておりますけれども、要望させていただきたいと思います。

19年度は方向性を出すということでございますので、ぜひ19年度の計画に乗せて、実現いただくよう努力させていただきたいと思います。いろいろな結論を出すには大変だと思いますけれども、どうか市民の皆様の得るところを、求めているところを強くお願いいたしまして、要望しておきたいと思います。

以上で、大変時間を余らせて申しわけなく思いますけれども、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~  
○議長（石川和夫君） 次に、7番中森富久君。

（7番 中森富久君質問席着席）

○7番（中森富久君） それでは、さきの通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回は三つの項目にわたり6点についてお伺いいたします。また若干重なる部分もあるかと思いますが、御答弁の方をよろしくお伺いいたします。

まず初め、第1項目の1点目、環境行政についての環境基本計画の進捗状況についてお伺いいたします。

過日、平成17年度における福生市の環境についての事業報告書がまとまり、目を通させていただきました。景観条例についての項目もあり、12月議会において福生市の景観条例も制定され、環境基本計画が着実に進められているということをこうした報告書を見る中で改めて確認できる非常にありがたい資料となっております。

また、平成16年度の報告書と比較をする中で、進展をしている部分、また若干遅れているような部分もありますが、おおむねその状況はよいのではないかというふうにも思っております。

環境基本計画もちょうど5年目に当たるのですかね――に差しかかっているというところであります。基本計画の今後の対応を含め、確認の意味を込めまして進捗状況についてお伺いいたします。

次に、2点目の容器包装等のリサイクルについてお伺いいたします。福生市では平成14年度からごみの有料化が始まりました。当初、説明会等で町会などにお伺いしていろいろなお話をされたかと思えます。

ごみ問題を含め大きくこの環境行政の転換期であったのではないのかなというふうに思っております。そしてまた、その有料化ということが大きな決断であったというふうに私は考えております。またそして、その次に硬質プラスチックの回収などが順次進められてきました。おかげさまで福生市では平成18年度より容器包装等のプラスチックの資源化が始まりました。

また、そうした取り組みの中で町会の皆さん等資源回収も盛んに行われ、循環型社会に向け意識の面でも浸透しつつあるというふうに感じております。ごみの減量や分別に御理解をいただき、協力的にごみの減量に向けて市民の方々が各家庭で行っていただき、毎朝いろいろな形でごみが出ております。そうした各家庭、個人の結果、西多摩衛生組合への負担金の減額など数字として実際にあらわれているというふうに思っております。

そうしたことを踏まえ、容器包装等のリサイクルの資源化の状況についてお伺いいたします。

また、循環型社会の構築に向けていわゆる3R、リデュース・発生抑制、リユース・再使用、リサイクル・再利用の3Rからもう一つのRを加えて四つ目のR、リフューズ・断るということにそろそろ転換していく必要な時期にきているのではないのかなというふうに考えております。

その背景には、昨今大手スーパーでのレジ袋の有料化の議論があります。先ほどの話と同様に消費者の意識も仕組みも変化してきていると思っております。福生市ではそうした意識の啓発においてかなり先駆的にマイバックの作成をし、配付をしたというふうになっております。四つ目のR、リフリーズ・断るという意識の変化の時期であると思いますが、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

そして大きな項目の2点目になります。福祉行政の1点目、障害者自立支援法についてお伺いいたします。

過去何度かこの福祉行政におきまして支援費制度、障害者自立支援法等いろいろな形で制度の方が変わってきているということで、非常に難しく、わかりにくい点も多いのですが、この支援法になりまして障害者福祉計画における数値目標等の盛り込みが求められ、福生市におきましても今改定作業中だとお聞きしておりますが、地域福祉計画における中間答申をパブリックコメントにかけたというふうに思っております。その結果がどういった形になったのかについてお伺いいたします。

次に、制度改正後、公の負担になりましたので、4月から始まりましてサービスの利用状況についてお伺いしたいと思いますけれども、本来であるならば年度が終わってからの方が正確な数字が出るのかなと思いますので、ここでは細かい点についてはまたの機会というふうな形になるかと思しますので、ざっくりとしたお答えで結構ですので、どのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

また、障害者自立支援法になりまして、事業者のサービスの点数がかなり低く設定されたというふうなお話も耳にしております。例えば移送のサービスを受けたいとしても、事業者にとっては非常に苦しい状況であるというふうなお話を聞かせていただきました。

例えば短時間であれば通常の定額でその点数化されるのだけれども、それが長時間で継続で行われる場合には、その単価自体が目減りしていくなどのことがあるというふうに事業者の方がお話をいただきました。

そうした財政的な問題を含み、事業がなかなかうまく乗っていかないのだというようなお話もありまして、結果、利用者にとって実際には選べるほど事業者数がない、または制限されてしまうというような状況にあるというふうにも聞いております。そうしたことを含めて障害者の方自身もかなり心配しております。

また、自立支援法の大きなポイントとして障害者の就労支援があります。地域福祉計画における障害者就労の目標数値では、中間答申の中だったのですけれども、2名というふうに設定がされておりました。それについての具体的な支援策はあるのでしょうか。その点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

そして、福祉行政の2点目でございます。こちらの方は障害児、保護者の置かれている状況についてお伺いしたいというふうに思っております。今回はある保護者の方からお話をいただきまして、障害児の置かれている状況についていろいろ御相談をいただきました。

実は障害児と一くくりにはいかない現状で、幼児から18歳までの青年まで同じ法の中で一つのくくりがあるために、なかなか思うようなサービスがうまく適合しない

部分もあるということで、制度と制度の狭間を埋めていかないときめの細かいサービスが受けられないということや、また障害の種別などにより必要とされるサービスが全く異なっているというような状況もあるということがわかりました。

特に小さなお子さんをお持ちの保護者にとりましては、子どもの障害そのものを自分の心の中に受け止めていくということが、子どもの成長とともにそうしたことを受け入れていけるというふうに言われており、その精神的な負担が加わり、また自立支援法等の制度が非常にわかりにくくなっておりまして、困っているのだというようなお話もいただきました。また制度改正によりまして今まで支援費で受けられていたものが受けられなくなったというようなお話もいただきました。

また、御相談の中で就学児童に関しては非常に学童クラブへの希望が多くありました。この背景といたしましては、要はショートステイを利用したいのだけれども、なかなか予約制でうまく受けられない。または若い方の世帯が多いので、収入等によって受けられるサービスの方がどうしても限られてしまうというようなことがあります。学童クラブの方の入所の希望が非常に多くなっております。

実際に学童クラブの入所の申し込みをするのですけれども、要綱等の枠が設けられており、その点も何とかしていただけないでしょうかというような御相談をいただきました。特にやはり保護者の精神的な負担の軽減策として非常に大きな期待が寄せられております。

また、そうしたことを受けて19年4月から指定管理者制度によりまして学童クラブ、また児童館の方が民間の方に委託されるというようなことになりますので、そうしたことを含めてどのような形で対応していただけるのかお伺いしたいと思います。

また、これは身体障害者の方からお話をいただいたのですけれども、要は先ほどお話をさせていただきましたように、18歳までがいわゆる障害児というくくりになっているものですから、どうしても子どもが大きくなってお風呂に入れさせたいのだけれども、家庭の環境によってお風呂にもう入れることが非常にできないのだというようなお話をいただきました。要は自分で小さいときには入れられていたのが、自分よりも体が大きくなった子どもを自宅の中に入れるには限界がある。またいろいろなサービスもあるので、そのお風呂を自宅の方に設置できない等のいろいろな制限がございまして、ここのところを何とかしていただけないのかというお話をいただきました。

また、そうした保護者の努力で子どもをお風呂に入れさせるのですけれども、結果、その保護者の方が体を壊してしまい、入院してしまったというようなこともお伺いしております。

そこで、現在社会福祉協議会の方で障害者の方の入浴のサービスを行っておりますので、その場所を要は障害児の方が利用できないのかというようなこともお伺いいたしましたので、その点についてお伺いしたいと思います。

そして最後の項目になります。3点目、教育行政についてお伺いいたします。

いじめの実態をいろいろ聞いてきました。3回にわたって、今回がその仕上げとな

るような形になるかと思うのですけれども、前回の一般質問のときにもさせていただいたのですけれども、やはり市民に広く周知をするとともに、やはり問題解決に向けての提言等をさせていただきました。そのあと、その後の進捗状況がどのようになっているのかについてお伺いしたいと思います。

また、過日、1月26日、福生市内の小学校で開催されました道徳授業地区公開講座で、市長さんから有意義なお話を聞く機会もいただきましてありがとうございました。その中でとても福生市の教育委員会はいいのだと、日本で一番優れているのだというような評価の方も出ておりました。

そうしたことを本当に思っておりますし、そうやっていただきたいというふうに常々思っておりますけれども、まずそういったことも含めて、前回のときにも市民の方からいろいろな御意見、御提言をいただきました。実際にそうした市民の方たちが真摯に取り組んでいることのお手紙の方を紹介させていただきました。

実際にそうした協働の精神にのっとって福生市の児童が模範となるように頑張って、民の活動を鋭意進められております。そうした方も同じ道徳授業の地区公開講座に参加をしております、市長さんのお話を熱心に聞いておられまして、非常に市長さんの心の豊かさに感銘し、今後の活動の励みになるというふうにもおっしゃられておりました。

また、そうした教育委員会の賞賛がある中で、市民の切実な思いをむだにしないためにも、ぜひそうしたことがどうなったのか、どんなふうな形で取り組んでいくのかについてお伺いしたいというふうに思っております。

そして、最後に学校保健委員会の設置についてお伺いいたします。国は生涯を通じた健康づくりと、そうした視点で「健康日本21」の地方計画に位置付けられる「東京都健康推進プラン21」に基づく地域保健活動を組織的に進めております。

そうした中、学齢期は生涯にわたる健康づくりの基盤を養う大切な時期であります。そうしたことから、平成16年2月13日ですか、第25期東京都学校保健審議会の提言が出されております。

中身については詳しくはここでは省かせていただきますけれども、要は児童・生徒の健康づくりに当たってヘルスプロモーション理念という理念がどうもあるらしいのですけれども、そうした理念に基づいて子どもたちの健康をみずからが築いていこうというような形になっております。特に子どもたちを取り巻く環境が変ってきており、いじめ、不登校、引きこもり、また薬物の乱用など、また生活習慣病や体力の低下などいろいろな課題が多く上がっております。

そうした課題を解決していくための基本的な学校における組織というものが多分この学校保健委員会に当たるのではないのかなというふうに思っておりますので、その学校保健委員会がどのような形で市内の方に設置されているのか、またその設置状況がどのようになっているのかについてお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしく申し上げます。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 中森議員さんの御質問にお答えをしてみたいです。

環境行政についての1点目、環境基本計画の進捗状況についてですが、環境基本計画は平成14年度に44名の市民の皆さんにお集まりいただき、市民プランを作成していただきました。それをもとに翌15年度に環境基本計画を策定いたしました。その後、毎年環境基本計画実行計画を策定し、進行管理を行っております。環境審議会の皆さんから御意見をいただきまして、次年度へと反映するために関係する各課で調整をしてきております。また環境白書として市民の皆さんに公表しております。

進捗状況でございますが、例えば景観まちづくりフォーラムを開催するなど進んでいる分野や、生ごみ資源化システムの構築のように進んでいない分野がどうしても出てまいります。また湧水調査のように計画が終了する予定の分野などもございます。

こういった分野別の計画の事業というものは具体的な実行の時期というものが、予算の裏付けがある実施計画に最終的に集約する形をとりますので、個々の事業で差が出てまいります。このことは環境基本計画に限らずその他各種の分野別計画もみな同じ形になっております。

この環境基本計画では、状況の変化に対応するため5年ごとの見直しを定めております。この計画が市民プランをもとに策定した計画でもありますので、課題の整理、見直しにおきましても以前市民プランに参加された方々、新しく環境に関心を持たれた方々を含めまして広く市民の方々にお集まりをいただき、進捗状況を評価し、進めていくこととし、平成19年度に準備を行い、20年度から見直しの作業を進めてまいります。

次に、2点目の容器包装等のリサイクルについてですが、平成18年度から容器包装その他プラスチックの資源化を進めておりますが、18年度の12月までの実績から推計しますと、17年度と比較して資源が314.9トン、6.9%ふえる一方、可燃ごみの焼却が85.5トン減り、不燃ごみの埋め立てが70トン減る予定でございます。

なお、容器包装その他プラスチックは425トン資源化されることとなりますけれども、古紙が少し減っておりますので、容器包装その他プラスチックの資源化がそのまま資源の増加ということにはなってまいりません。

費用負担ですが、容器包装その他プラスチックの処理費はトン当たり2万3000円ですので、年額977万5000円が見込まれております。

一方、西多摩衛生組合からの通知による平成19年度の構成市町の負担金は、19年度予算で御審議をいただきますが、組合全体では増額となりますけれども、福生市は減額となっております。容器包装その他プラスチックの減が大きな要素と考えておりまして、東京たま広域資源循環組合の負担金にもこのことが連動してまいります。

また、ペットボトルを18年度から民間業者に引き取りを願い、これも概算ですが、989万円ほどの収入が得られる見込みです。化学技術の進歩等により容器包装その他プラスチック等の利用方法についてはより高度な利用方法が検討されるはずですので、一層の資源化に努めていきたいと思っております。

この容器包装その他プラスチックの資源化を通じて、またそのための説明会や、広報、清掃だより等を通じて市民の方々のごみ減量化、資源循環型社会の形成に向けた

理解が深まったのではないかというふうに思っておりまして、御協力に感謝をいたしたいと思います。

それから、3Rからリフーズ・断るを加えた4Rに転換していく時期にきているのではないかと御指摘でございます。レジ袋の有料化の動きがあるように、環境省と経済産業省が改正容器包装リサイクル法の政省令案をまとめたと聞いております。その案ではレジ袋などの容器包装の使用量が年50トン以上のデパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの小売業者に排出を抑制するための取り組みの報告を義務付けるようです。このように国や都、他自治体も流れとして取り組みを強めていくと考えられますので、状況に遅れることのないように進めてまいります。

なお、国内では年間300億枚のレジ袋が使われているというふうなことでございまして、1枚をつくるのに20ミリリットル、お猪口1杯に当たるそうですが、石油が使用されていると言われておりますので、省エネルギー、あるいは地球温暖化の対応としても取り組みの重要性があると、こんなふうに思います。

また、マイバックについては平成13年度に1万2000個をつくりまして、窓口や行事のときに配布をし、在庫が少ない状況でありますけれども、自分が気にいった使用しやすいマイバックを用意してもらうべきであるというような意見もあり、配布状況に比べ利用状況が少ないと思いますので、他市の状況等も調査し、対応を今後も考えてまいりたいと思います。

次に、2項目目の福祉行政についての1点目、障害者自立支援法についてです。御質問の福生市地域福祉計画についてのパブリックコメントの結果ですが、福生市地域福祉計画の改定については、昨年6月に福生市地域福祉推進委員会に諮問をいたしました。

福生市地域福祉推進委員会はことしの1月4日から17日にかけて景観の中間答申に対しましてパブリックコメントを行いました。その結果、1人の市民の方から御意見をお寄せいただいたということでございまして、推進委員会ではその御意見を参考に最終答申を策定したということでございます。その答申につきましては2月14日に市の方にいただいております、3月中には福生市地域福祉計画の改定版の決定をし、作成をしていきたいと予定しております。

次に、障害者自立支援法になってからのサービス利用状況の推移ですが、平成18年4月当初の支給決定者数は延べ250人でございましたが、12月の時点では延べ294人で44人の増となっております。

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、障害者自立支援法円滑施行特別対策が実施されますが、対策の一つとして平成19年度から20年度にかけて、負担感の大きい通所、在宅、障害児世帯を中心に非課税世帯のみに適用であった軽減対象を課税世帯の一部にも拡大し、1割負担の上限額の引き下げを2分の1から4分の1にいたしますことから、サービスはさらに利用しやすくなると思います。

また、経営が心配されております施設事業者につきましては、新法上の制度では経営が苦しくなるとの懸念から、新法への移行がほとんど進んでおりません。そこで国は事業者に対する激変緩和措置と新法移行等のための緊急的な経過措置として、平成

18年度に補正予算を計上し、都道府県に基金を創設することといたしました。

事業者に対する具体的な激変緩和措置として、日払い方式の導入に伴う従前額保障の引き上げや、通所事業者の送迎サービスに対する助成、また新法移行等のための緊急的な経過措置として小規模作業所緊急支援事業や、デイサービス事業等緊急移行支援事業、あるいは障害者自立支援基盤事業等特別対策事業を実施し、移行の促進を図るとしております。

次に、就労支援については、施設での就労継続支援や就労移行支援を受けた後、一般就労等していくようになるわけですが、障害者の就労を考える上で就労の場の確保が大きな課題であります。市としては市内事業者への呼びかけはもとより、ハローワークや東京就職サポートセンター等の活用を図りながら、近隣市町村とも情報交換や連携を進め、就労の場の確保にさらに努めてまいりたいと思います。

次に、2点目の障害児・保護者の置かれている状況についてで、自立支援法についての御相談というような問題がございましたけれども、まず市役所の社会福祉課に御相談をいただくのがよいのではないかと、そう思います。

障害者自立支援法でのサービス受給につきましては、複数のサービスの組み合わせの利用方法や利用料の軽減措置など大変複雑でわかりにくい上、期間限定の緩和対策が講じられるなど大変煩雑になっておりますことから、急な変更等もございまして、また個々にみんな違うという状況もございますわけでございますので、わからないことは遠慮なく御相談をいただければと存じます。市でもできる限りわかりやすい情報の提供に努め、個々に御相談をお受けしてまいりたいと思います。

また、サービスの支給量に関しましては、支援費制度のときには本人の障害状態に加え御家族の看護状況等も考慮し、支給量の決定をしておりました。しかし、障害者自立支援法では障害者の障害程度区分により支給量の決定をするシステムとなりましたので、サービス量が低下した方も多少いらっしゃいますが、市としては過去の経緯と状況の中で最大限の努力をさせていただきました。

また、次に学童クラブでの障害児童の受け入れでございします。市内に居住する小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない理由により適切な看護を受けられない心身に障害のある児童で、集団生活になじむことが可能で、通所することができる児童となっております。

具体的には福生市学童クラブ障害児入所要綱により、身体障害の5級から7級までの児童及び「愛の手帳」3度または4度の児童、そして身体障害の認定、精神障害の判定を受けていない児童にあっては、前2項に定める程度と同程度の障害のある児童で、入所基準表に基づく審査により入所が可能とされた児童となっており、入所審査会で障害児童の入所の決定をしております。

このように市では基本的には軽度の障害児童の受け入れを行い、現在13名の児童が各クラブに入所し、育成している状況です。また過去に障害の重い児童の入所に対しまして、事前に保護者及び関係者と面接を行い、受け入れし、育成した学童クラブもございします。

御質問の児童館が指定管理者制度の導入により新たな委託事業者になるわけでごさ

いますが、当面は受入児童の増員や延長保育事業の実施等を行い、障害児童の対応に関しましては「福生市学童クラブ障害児入所要綱」の範囲で受け入れを行ってまいりたいと思いますが、障害の重い児童の受け入れに際しましては、委託事業者や保護者、関係機関間とも十分協議して可能な限り入所できる方向で健闘してまいりたいと思います。

次に、社会福祉協議会での入浴サービスについてですが、現在のところ高齢者のデイサービス利用者と障害者の生活介護利用者の利用となっておりますが、入浴の利用状況等確認の上、御要望を伺いながら社会福祉協議会と協議してまいります。

いずれにいたしましても、障害者の問題は個々人によってすべて違うということ、さらにプライバシー等の問題もあり、一般家庭では非常に難しいということでございますので、ぜひ御相談をしていただきまして、最もよい自立支援をしていけるようにというような方向で今後も進めさせていただきたいと思っておりますので、ぜひいろいろとお知らせいただければと、こんなふうに思います。

次の教育行政につきましては教育委員会からお答えをいたします。

以上で中森議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 中森議員さんの御質問にお答えをいたします。

初めに、いじめ問題につきまして、昨年末、全国で問題となりましたいじめ問題に対応するため、昨年12月11日の臨時教育委員会及び12月21日の定例教育委員会におきまして、いじめについての福生市教育委員会としての基本的な認識な具体的対応について協議をいたし、各学校にいじめの未然防止と早期発見、早期指導を指示をいたしました。

いじめの認識では、いじめを人権を侵害する反社会的行為として絶対に許されないものと位置付け、被害者保護を再優先すべきものといたしました。またいじめはどの学校でも起こり得ることであり、だれもが加害者にも被害者にもなり得ること、いじめているという意識がなくても結果としていじめに加担することがあるとの市独自の見方も加えております。

そして、その対応につきましても多くの具体策が出されておりますが、各学校におきましては次年度の教育計画を立てる時期をかんがみ、6月、11月、2月をいじめ防止月間とすること及び学校ごとに行われております道徳授業地区公開講座におきましていじめ問題をテーマに取り上げ、保護者、地域の方々といじめ問題を話し合うことを各学校に指示をいたしました。

このことにより市内の10校、すなわち10カ所がいじめ問題について、保護者のみならず地域の方々の御参加も得てきめの細かい話し合いの場がもてることと相なります。このほか全児童・生徒を対象にいじめ標語コンクールを実施をし、優秀作品を広く市民の方にも周知をし、全市的ないじめ撲滅運動の一助にしようとして取り組んでいるところでございます。

2点目の学校保健委員会の設置状況につきまして、現在小学校6校、中学校1校で同委員会が設置をされております。東京都内におけます設置状況は71.9%という

こととございますので、ほぼ東京都と同じ設置率となっております。

学校保健委員会の設置につきましては法的に規定をされてはおりませんが、学校における健康の問題を協議し、児童・生徒の健康問題に組織的に取り組む大切な組織と考えております。

また、児童・生徒における小児生活習慣病の増加、体力の減退、食生活習慣の乱れなど児童・生徒の健康問題への取り組みはますます重要度を増しておりますので、学校保健委員会のさらなる充実を目指してまいりたいと存じます。

以上、中森議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（中森富久君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは再質問と要望の方をさせていただきたいというふうに思っております。

まず初めに、環境行政について、環境基本計画の進捗状況について再質問の方をさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほどの市長答弁にもありましたとおり5年ごとの見直しを行っていくということと、市民の方に集まっていただいて課題の整理、見直し、また評価を行うというふうにありました。

また、その評価を行っていくに当たりまして基礎資料となるものが必要になるのではないのかなというふうに思っております。そうしたことを踏まえると、自然環境の調査を行う必要があるというふうに考えておりますけれども、この点についてはどうなのでしょう。

そして、今後そういった基礎調査のもとに温暖化が進んでいく中で、福生市の自然環境というようなものが多分変わっていくのではないのかというふうに予想されますので、歴史的な意味においても調査ということは非常に大切なことだというふうに思っておりますので、その点について伺いたいと思います。

また、計画の見直しに当たりまして担当課としてのお考えがあればぜひお聞かせしていただきたいというふうに思っております。

2点目の容器包装等のリサイクルについて伺いたします。先ほどの答弁にもありましたとおり、温暖化への非常に貢献があるということで、いろいろ調べていく中で廃棄物会計というふうな手法がありました。これは以前、阿南議員さんの方からも御質問がありまして、どうなのだろうかというような投げかけがあったかと思います。

実際にごみの処理の費用については、非常にわかりにくくなっておりまして、実際細かく分析していくと、1トン当たりのコストがどの程度かかっているのかというのが非常にわかりにくくなっております。そうしたことを踏まえると、その1トン当たりの単価と経費というのですかね、そういったものを明確にしていくことによって、私たちの福生市のある程度の目標設定ができ、それに向かって具体的に進めていくことができるというふうに思っておりますので、そうしたことを踏まえる、その数値を

ぜひお願いしたいというふうに思うのですけれども、その数値なのですから、いわゆる瓶、ペット、缶、紙パック、プラスチック、紙容器等のそれぞれの単価になるかと思うのですけれども、ぜひその辺のちょっと試算していただいた単価の方の御提示をお願いしたいというふうに思います。

そして、大きな項目の二項目目に入ります。先ほど障害者自立支援法について御答弁がありました。パブリックコメントが寄せられたというふうに言われております。また利用に当たっては44名の増加であったというふうに聞いておりました、それと合わせて円滑施行特別対策がとられているとの情報もあるというふうにありますので、ぜひ障害者の皆さんにその情報の提供の方をお願いしたいというふうに思っております。その点については要望とさせていただきたいと思います。

また、事業者などの激変緩和が行われて、非常にそういった意味では国の方で当初思っていたよりもやはり利用に当たってはいろいろな障害があったのかなというふうに思っております。そういったことだけでもやはり障害者にとっては精神的な負担がかなりあったというふうに聞いております。

また、特に就労の問題というのは非常に障害者にとっても気になる部分でありまして、先ほどの答弁にもあったのですけれども、連携をしてというふうなお話がありました。それについて担当部といたしましてどのようなことを考えていらっしゃるのか、具体的なお考えがあればぜひお聞かせ願いたいというふうに思っております。

そして、次の障害児・保護者の置かれている状況についてなのですけれども、実際に窓口に来て、相談にきてくださいということなのですけれども、実は窓口にお伺いしたところ、担当する人によって情報の提供の仕方が異なるというか、知識や経験によってその差がどうしても出てしまうのかなというようにあるみたいです。

ですので、この点についてはなるべく経験豊かな方のスキルを部署内で共有していただきまして、きめの細かい対応をしていただければというふうに思っておりますので、この点については要望させていただきたいというふうに思っております。

また、市内の学童クラブでの待機児童の問題がありましたけれども、できる限り、最大限に入所の方で考えていきたいというふうな御答弁をいただきましたので、そうした中でぜひ最大限の配慮をしていただければというふうに思っております。

また、話は変りまして、発達障害児の未就学児の支援というものが必要になってきているのではないのかなというふうに言われております。近隣では羽村市、あきる野市、瑞穂町、昭島市、青梅市など福生市以外のところの近隣市では就学前の通園を支援しているということで、羽村市では福祉センター、昭島市では保健福祉センター、瑞穂町では身障障害者（児）なのですから、福祉センターあゆみというところであったり、青梅市ではしろまえ児童学園であったり、立川市ではドリーム学園というような形で就学前の通園を支援しているところがありますけれども、特に発達障害では小さいころから人とかかわっていくことによって、その後の成長によってその状態が大きく変化していくというふうに考えております。

そうしたことを考えると、福生市では発達障害を持った子どもに対する施策が少し薄いような気がしますので、そうしたことをどのように考えていくのか、それととも

に、障害者の方とお話をしている中で気になったことがありますて、子ども家庭支援センターの中で幼児の虐待が非常にふえているというようなお話がありまして、この虐待と、要は発達障害かどうかというようなわからない部分とか非常に絡みまして、夜寝付きが悪いという子どもの個性によるものなのか、それが障害によるものなのかというようなことがわからなくて、非常に保護者の方が心労というのですかね、非常に身体的に肉体的に疲れてしまって虐待に入るケース、または悲惨な場合のケースが起っているというふうにも聞いております。

そうしたことをかんがみると、そういったところの救済をしていく上でも早期発見、早期の療育ということがその後の子どもの発達に大きくかかわっていくことにつながっていきますので、そういうことを考えるならば就学前の通園を、場所というものを行っていただけないのかどうなのかというようなことをお伺いしたいと思います。

また、社会福祉協議会の入浴サービスについて、実際に困っている方がいらっしゃいますので、その点についてはよろしくお伺いしたいと思います。

またあわせて、要は学童保育の問題なのですけれども、実際の問題として定員がいっぱいになっているという状況ですので、そうしたことも含めると、社会福祉協議会の中でそうした福生市独自の事業の展開ができないのかどうなのか、この点についてもお伺いしたいというふうに思います。

続きまして、教育行政についてお伺いいたします。いろいろと御答弁いただきましてありがとうございます。先ほどの御答弁の中に12月11日、21日と教育委員会において具体的な対応を協議されたというようなことがあります。

そこで、市民の方からいろいろなお話をいただきまして、具体的な提案を3点ほどいただきました。1点目というのは、前回同様にフォーラムの開催を19年度にぜひやっていただけないのでしょうかというようなことで、そのフォーラムというのは「三人寄れば文殊の知恵」でいろいろなアイディアを持ち寄り、取り組む体制や手法を見出していくこと、もう一つは子どもたちの教育には御存じのとおり学校教育、家庭教育、社会教育の三位一体での取り組みが必要不可欠です。

そしてまた、子どもたちが過ごす時間が一番多いところは家庭であります。そうしたことから各界から家庭教育力の低下のお話がいろいろなところで上がっております。そうした中、子どもたちの道徳心を高めていくには、まず親の意識や日ごろの行動や言動の標準化といったものを図っていく必要があるのではないのかというふうに思っております。また家庭において、その家庭教育の内容には非常に幅がありまして、厳しくしている御家庭もあれば、ある程度緩やかな御家庭まで非常に差があります。

子どもたちが過ごす時間が、先ほども申し上げたとおり5分の1が学校、5分の4が家庭ということをかながみれば、学校でいろいろな御努力をしていただいて、教育をしていただいているのですけれども、家庭に帰ってしまってその時間の方が長いということになってしまうと、やはり家庭の環境を整えていくということが非常に大切であり、そうしたことを標準化の一つの策としていくならば、道徳の向上のフォーラムというような形のものを開催していく必要があるのではないのかというふうに思っております。その点についてどういうふうにお考えになっているのか、ちょっとお聞か

せを願いたいと思います。

そして、2点目は今の話と結び付くのですけれども、道德の向上推進会議みたいな、市民会議みたいなものの立ち上げはできないのでしょうかというようなことで、先ほどのところにもあったのですけれども、保護者を対象としていわゆる親御さんへの教育、または講演会等を行っていくことによって地域の教育力、または家庭の教育力を上げていくことによって子どもたちが健やかに育っていく環境が整っていくのではないのかというふうにも思っておりますので、その点についてどのようにお考えになるのかお伺いしたいというふうに思っております。

そして、最後に地域道德力の向上策として、具体的にそういった社会規範を養っていく上では、やはりそれを行動として行っていかなければなかなか定着していくことができないことを考えますと、いわゆる交通道德モデル地区というような形の地区を選定いたしまして、そこで社会全般の道德心を高めていくような地区が必要なのではないのか、そういう時期にきているのではないのかというようなことの御提案もいただきました。

そうした中の一つの事例といたしまして、市民の方が銀座通りを自転車で走っていくときに、対面から警察の方が自転車に乗ってきておりまして、要は警察の方が、いわゆる本来自転車は左側通行なのですけれども、右側を走ってきてしまったということで、市民の方がそこで下りまして、どうなのでしょうかとのお話を警察の方にしましたら、警察の方が言うには、いわゆる両側に白線が引いてある道路ではどちらを走ってもいいのだというような認識をしていたというようなことのお話をいただきました。

指導的な立場の警察の方がそうした認識では、市民の方に左側を走ってくださいというような道德の規範意識を幾ら徹底しようとしても、なかなかそうはならないだろうというふうに思われます。

そう考えるならば、その周知をする、または行動の習慣としていくためには、銀座通りのインターロッキングのところに自転車の進む左側の方のところのマークを付ける、こちらの方向に進んでください、また歩行者にもそうした歩行者が歩きやすいようなマーキングをしていくというような形のものを都市建設部の方でちょっとやっていただけないのかどうなのかということについてお伺いしたいというふうに思っております。

また、ちょっと具体的な話になるのですけれども、それを行っていく上では、要はインターロッキングの道路のところにマーキングを100メートル間隔ぐらいにしていけないとなかなかわかりにくいのかなということもありますので、そうしたことが具体的に対応ができるのかどうなのかについてお伺いしたいと思います。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、環境行政について、再質問の1点目でございますけれども、自然環境の調査が必要ではないかとの御質問でございますが、現在の環境基本計画では生態系の調査研究の推進が市の取り組みとして計画化されているところでございます。この内容は植物、昆虫、野鳥、哺乳類などの総合的な調査と

ということになりますけれども、これにつきましては以前、教育委員会社会教育課で植物、水生生物などの調査を行っておりますけれども、現在では最近行っていない状況となっております。

しかしながら、水質につきましては環境課の方で年6回、7カ所で調査をしております。また地下水につきましても年1回、10カ所で調査を行っております。また17年度、18年度と2年間で湧水の調査も行っているところでございます。また緑につきましては、平成19年度の市民環境大学の中で市民の方々と協力しながら調査ができないか、現在検討いたしているところでございます。

総合的な市内の自然環境の調査といいますか、市内の自然生態系の調査は時間、経費ともにかかるわけございまして、関係する各課の調査への取り組み等々につきまして、さらに取り組みを強めてまいりたいというふうには考えておりますが、場合によりましては自然環境の市民グループの調査もあろうかと思っておりますので、それらを前提に環境基本計画の見直しができればと、そんなふうに考えております。

それから、2点目の見直しに当たっての考えということでございますが、環境基本計画は、市長より答弁がございましたが、市民の皆様が作成しました市民プランを前提に策定いたしましたものでございます。見直しに当たりましても、個々の計画の到達度や、あるいは評価を前提に見直し作業を行うことになると思います。

環境基本計画は市の取り組みだけでなく市民の取り組み、そして事業者の取り組みも計画されておりますので、そのためには計画策定当初より評価の部分加わる部分、整理と申しますか、そういうことが非常に大切なのではないかと考えております。19年度にはどのような方法がとれるか、どのような進め方がよろしいのかなど、そんなふうなことをより検討してまいりたいというふうに思っております。

それから次に、リサイクルにかかる費用関係でございますけれども、17年度の決算数値から答弁をさせていただきます。資源の収集量は瓶、ペットボトル、缶、新聞、雑誌、ダンボール等で4652トンでございました。収集運搬中間処理費用が1億6432万2815円で、資源売払収入が2776万654円でございます。

したがって、収集運搬中間処理費用1億6432万2815円から資源売払収入2776万654円を差し引きますと、1億3656万2161円となり、4652トンで割りますと、資源全体の処理量はトン当たり2万9356円となります。

なお、個別の処理費用では、トン当たりでございますけれども、瓶が5万8835円、ペットボトル9万6879円、缶2万1255円、紙パック3万5323円、プラスチックが3万5323円などとなっております。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、福祉行政につきまして何点か御答弁を申し上げます。

まず、就労支援の具体的な考えということでございますが、就労支援につきましては、市長答弁でも申し上げておりますが、ハローワーク、あるいは東京就職センターというような、そうした機関の活用というようなことがございますが、これはやはり近隣の自治体との連携ということになるかと思いますが、特に担当といたしましては、やはりどうしてもこうした就労に関する相談支援ということは、なかなか遠くだ

と難しいかなと、ですから市内、あるいは近隣にそうしたものがあればいいのかなと、そんなふうに思っております。いわゆる就労支援センターのようなもの、そんなものを市内、あるいは市近隣にというふうに考えております。

ただ、需要といいますか、そんなものがどの程度あるかという、そんなに多くはないのだろうと、また当然財政負担も考えるということになりますと、やはり福生市だけではなくて近隣自治体との連携という意味では、ある意味では協働といったような形で、そんなものが取り組めたらというところが担当としての一応今のところの考えということでございます。

次に、2点目になりますが、未就学の障害児の支援についてでございます。未就学につきましては保育園での対応等もあるわけでございますが、基本的にはここでの自立支援法での障害児のデイサービス、こういったことが一応対応するのは基本ではないかと、そんなふうに思っております。

ただ、現実の問題として受け皿は、正直言いまして市内にはございませんし、この近隣では武蔵村山市の東京小児療育病院程度でしょうか。そういった現状はございます。ですから受け皿等の整備につきましてやはり努力をしていかなければならないのだろうということがまず1点考えられます。

それと、市がやはりこの支援法以外取り組みとして実施していくことは当然考えられるわけでございます。お話にもございましたが、この近隣でもそうした取り組みはございます。もちろん私ももちろんそれを考えていなかったわけではございませんが、現実の問題として実施する施設、あるいは場所、さらには財政負担というようなことも考えますと、なかなか一朝一夕にはいかないのかなと、そんなところが実情でございます。ただ、未就学と、それから養護学校通学者も含めたものを一緒に考えていくことも一つの方法かなと思っております。

後ほどの児童の放課後対策にも関連をいたしますが、現在、福祉センター、社会福祉協議会のいわゆるボランティア団体として養護学校にお通いの保護者の皆さんが自主的な活動として余暇、夏休みであるとか、あるいは放課後にそうした余暇活動を自主的に行っていただいております。幾つか団体がございますが、そうしたところに未就学の児童も含めた形でというようなものも一つ考えられるのかなと、そんなふうに思っております。

それから、3点目の社会福祉協議会の障害児の入浴サービスの話であります。これも現在、介護保険の高齢者の入浴サービス、あるいは自立支援法の障害者の入浴サービスは実施しております。

ただ、これも一応受け皿のやはりキャパシティがありますし、社会福祉協議会とこれから相談をさせていただいて、児童の方が受け入れられるかどうか、その辺具体的に話を進めていきたいと、そんなふうに考えております。

それから、放課後対策ということになりますが、いわゆるこれは養護学校のお子さん方の預かり先ということになりますが、先ほどもお話いたしましたように、福祉センターでの自主的なそうしたボランティア団体の活動といったものがありますので、それを当面、何らかの形で市として支援していく方法などを考えていければと、そ

んなふうに思っております。これも実際にはなかなか場所、それから財政負担というようなことがございますので、そのようなことで考えていければと思っております。

○参事（嶋崎政男君） 3点について答弁申し上げます。

1点目のフォーラムにかかわってでございますが、地域との協働の大切さは十分理解しております。その一つといたしまして、次年度におきましては道徳授業地区公開講座におきまして全学校がいじめの問題を取り上げるということの取り組みを行います。このことによりまして、御質問いただきました趣旨が十分生かされるのではないかと考えております。

それから、2点目と3点目はちょっとかかわりがありますので、一緒にお答え申し上げます。保護者の教育力の向上の重要性をお話いただきました。教育改革国民会議の中にも「教育という清冽な流れの最初の1滴は家庭にある」というふうな文章がございます。御指摘のとおりかと認識しております。これを実現いたしますにはさまざまな方法があるかと思っておりますので、一つ一つを着実に取り組んでまいりたいと考えております。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 中森議員さんの再質問にお答えいたします。

銀座通りの自転車走行のルール化というか、道路へのマーキングについてでございますが、現在、自転車の通行帯につきましては、道路交通法では車道を走るのが義務付けられておるわけでございます。歩道を走れるのは都道府県の公安委員会が許可した通行許可の表示、丸い標識でございますが、薄い青色に大人と子どもの二人の絵と自転車の絵が表示してある標識でございますが、福生市内でこのような標識があり、歩道通行が可能なところは、歩道幅3メートル以上の歩道と、許可されていれば、例えば市道ではやなぎ通り等々3メートル以上の歩道があるところでございます。さらには多摩川沿いを中心とした自転車・歩行者専用道路でも許可標識がある道路になっているところでございます。法的には限られた路線というふうな形になっております。

しかし、全国的にそうだと思いますが、多くの道路で自転車専用の十分な幅がないため車道を走るのは危ないと、こういうふうに思えば歩道に上がったり、危険がないかなと思えば車道を走るといったそれぞれの判断で走っているのが実態ではないかというようなことが言われておるわけでございます。

そこで、御質問の銀座通りにつきましては幅員6メートルで、両側外側線より外側1.5メートル、車道幅員3メートルで構成されている道路でございます。道路構造令では実践で表示しております外側線の外側につきましては歩道の位置付けで歩行者が優先されることになるわけでございます。

この銀座通りは既に御存じのとおり一方通行でありますので、自転車が正しい左側通行をする表示、シールの張り付けだとか埋め込み方式が考えられますのが、これらについて可能かどうか福生警察署と協議をしていきたいと、こんなふうに考えております。

また、平成19年2月20日付けの新聞によりますと、警察庁は交通事故全体が減少する中で自転車の事故が非常に増加していると、こういうようなことで、10年前の4.6倍にもなっていると、このように報道しているわけですが、これらのことを

踏まえまして新たなルールづくりを、今国会の道路法改正法案を出していきたいというような報道もされておりまして、その準備のために平成19年2月19日付けで各全国の警察本部に指示したということでございまして、歩道における自転車の通行の問題点等を把握するような行動が展開されるようでございます。

4月末までに点検を終えたいという考えでございしますが、前段に申し上げました銀座通りの対応、それから現在、国土交通省等を含めた警察庁で考えている問題を含めまして、中森議員さんの提言を含めて検討していきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

また、昨日の羽場議員さんの一般質問での市長答弁の中にも、銀座通りの道路のあり方だとか商店街の意向、地域構成のあり方、こんなものが答弁されておりますので、これらも含めまして生活環境部等関係機関とも十分協議をしながら今後判断をしていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

○7番（中森富久君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは要望の方に移らせていただきたいと思います。

まず初めに、環境行政についてなのですが、環境の基本計画をつくるときに市民の方にお集まりいただきまして、見直しにおいても市民の方の意見を参考にしながら行っていくということなのですが、ようはこの環境をやっている方が非常に専門的な方が多くおりまして、これが意見が食い違ってしまうと全くかみ合わなくなってしまうと、調整するのに非常に困難を来たしてしまって、いろいろな他市の状況でも、環境を最初に一緒に取り組み始めたのだけれども、どうも意見が合わなくてばらばらになってしまって、環境行政の方が遅れてしまうというようなところも非常に多くございます。

そうしたことを考えるならば、やはりうまくそれを取りまとめていく仕組みなり、そういった――コンサルタントというのなんかあれなのですが、コンサルタントという方々に、専門的なそうしたコンサルタントの方に入っていて、うまく調整をしながらやっていかないと、なかなか職員だけではちょっと難しいのではないのかなというふうなところも思っておりますので、その点はぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

また、先ほどのようは廃棄物会計のお話をさせていただきました。やはり個別にこれを毎年毎年行っていくことによってどれぐらいの費用がかかっているのだというようなところに着目して、その費用がかからないように、なるべく4R目のリフィーズ、断っていくというような政策に変えていくことが本当に必要なのではないのかなというふうに思っております。

他市のところで、実際に廃棄物会計の方を行いまして、いわゆる自治体と事業者の割合というのが出ておりまして、自治体の割合が、73%が自治体の費用負担になっておりまして、27%が事業者の負担であるというようなことで、それを適正化していくためにはやはり断る、また出した人がそうした負担をしていくというような考え方が必要なのではないのかというようなお話も他市では出ております。

そうしたことを考えるならば、そういった廃棄物会計というものに着目していただ

きまして、ぜひ担当課の方で検討していただいて、そういったものを導入を図りながら進捗状況を確認していただければというふうに思っております。

そして、福祉行政の方ですけれども、いろいろなことで多分御苦労なさっているということは非常によくわかっております。しかしながら、持って生まれた個性で、それを普通に生活していく上で費用がかかってしまって非常に困っているのだというようなことだというふうに思っております。ぜひうまく調整をしていただきながら、安心して住めるまちに取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

それと、言われているのが、要はいろいろな経験を踏まえた方の相談窓口や、または障害者の当事者が相談を行うピアカウンセリングというような仕組みがあるというふうに聞いておりますので、そうしたピアカウンセリングを行うことによって精神的な負担も軽減できるのではないのかというようなこともありますので、ぜひそうした施策なり、それを就労としていくというような形も考え得るかと思っておりますので、ぜひ御検討の方をお願いしたいというふうに思っております。ぜひ障害児・保護者の皆さんが安心して住める地域になりますようにぜひ努力をお願いしておきます。

最後に、教育行政について要望させていただきます。嶋崎参事の方でいろいろなお話を調整していただき、その結果、具体的な地区の授業の道德公開講座で行っていくというような結論が出ております。そのことはやはりしっかりと踏まえて、いじめの問題が解決できるように取り組んでいただきたいというふうに思っておりますし、私たち保護者としても何らサポートしていきたいなというふうに思っております。ぜひよろしく願いしたいというふうに思っております。

また、道德の向上の推進会議のお話はちょっとなかったもので、それを含めてというようなことだと思うのですけれども、そうした家庭教育力の向上につながるようにはやはり取り組んでいただきたいなというふうにも思います。

最後に、交通道德のモデル地区ですけれども、ぜひその辺うまくモデル地区を制定していただきまして、やはり普段の生活の中から社会規範が整っていくようなことの仕組みをまちづくりの仕組みの中に入れていくことによって地域の道德……。(通告時間切れのため。)

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、19番松山清君。

（19番 松山清君質問席着席）

○19番（松山清君） 4項目について一般質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援についてであります。

2月1日発行の広報ふっさにおきまして、市政世論調査結果のダイジェスト版が掲載されておりました。その中で「子どもが健やかに産まれ育つためには」との設問に対して六つの答えが用意されておりました。一つは、子育てに対する経済的な負担を軽くするための施策。身近な地域で子育て相談や支援が気軽にできる養育環境の推進。一時保育などの保育サービスの充実などなどでありました。

そして、結果といたしましては、子育てに対する経済的な負担を軽くするための施策ということについて59.8%ですね。60%の方がこれやってほしいという答

えになっておりました。そしてこれはまた特別多くの要望になっております。2番目が身近な地域で子育ての相談や支援が気軽にできる養育環境の推進、32.7%でありますから、ぶっちぎりの第1番目ということなのですね。

こうした子育て世代を考えると当然のことだろうと思います。これは多分福生市のみならずどこの地域でやっても多分今の日本ではこうした傾向は一つ出てくるだろうと思います。

しかし、今これはほとんどの市民がこのことを望んでいるわけです。市当局としてこうした調査を行っていた結果でありますから、この声にこたえていただきたい。こうしたことに、世論調査の結果、こういう結果が出た、それを本当にやはりこたえた形の施策、充実、これを私は望むものであります。

いろいろな経済的負担軽減のやり方はあるわけでありましてけれども、本当にそれらについて目配り、気配りをやっていただきたいと思います。そうした点での見解をひとつお聞かせいただきたいというふうに思います。

2番目には、片倉自転車跡地についてであります。

片倉自転車跡地については、いろいろな経過を経て今日に至っているわけですが、そろそろあの土地はどうしてあなっているのかというその経過ももう知っている方が、まだまだ多いだろうと思いますけれども、知らない方が多くなってきているのですね。

そうした点では、あの土地についての利用のあり方をやはりここでまた検討して見る必要があるのではないかと私は思っております。そのためにはもちろん地元住民の意向の調査ということは大変大事だろうと思います。

そんな点で、それらをした上で東京都に活用の提言をするということになると思いますけれども、現在どのようにお考えになっておられるのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

3点目は、福祉センター内に設置されております郵政公社のATMについてお尋ねいたします。

聞くとところによりますと、郵政公社はことし10月の民営化を前にして、利用件数が公社の基準に達していないATMを撤去する方針で取り組みを進めているとのことでありまして。東京都内では100カ所近くがこうした対象となり、既に3分1が撤去されたというふうに聞いております。残りの方も折衝中であり、公社としては撤去したい、しかし、地元住民、利用者からすればとんでもない話だということでありまして。そして、そうした中に福生市の福祉センターも含まれているということでありまして。

市当局としては既に公社の方からいろいろなお話はあったかと思いますが、この郵政公社の身勝手な方針に腹が立つとともに、こうしたことを許してしまうとやがてポストの数が減ってしまう、勝手に減らしてしまうなどということにつながりかねないと思います。市当局としてこの件について存続を求めて力を尽くしてもらいたいと思いますが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

最後に、横田基地に関して3点の質問をさせていただきます。

1 点目は、米軍機への放射線物質の使用問題であります。この件では5市1町連絡会としても文書で昨年末ですか、質問を出すなどの行動をされているところでありまして、結果としてはどのようなようになっておられるのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

2 点目は、航空自衛隊総隊司令部の移転計画の現況についてでありますけれども、12月議会での報告後、大きな動きがあったのかどうか、また総隊司令部、当然建物が建つということになると思いますが、そうするとやはり基地の中であっても国内法、建築基準法等の適用ということになるのだらうと思いますけれども、その辺のことも含めていろいろお知りになっていると思いますので、その点もお聞かせいただきたいというふうに思います。

3 点目は、第13空軍分遣隊の移転についてであります。2005年6月にハワイに創設されたこの第13空軍は、責任区域は朝鮮半島を除くアジア、太平洋とインド洋全域と大変広い地域をカバーするとされております。

ことしになりその分遣隊が横田基地に設置されたとのことですが、どのような規模なのか、そしてどのような任務を持っているのか、説明などを受けておられるのかどうか、それらについても知っているところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上で最初の質問とさせていただきます。

○議長（石川和夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 野澤久人君登壇）

○市長（野澤久人君） 松山議員さんの御質問にお答えをまいります。

初めに、子育て支援についての経済的な負担軽減施策の充実についてですが、この負担軽減施策については、これまでに児童手当制度における対象年齢の拡大や所得制限額の緩和、さらに乳幼児医療費助成制度において一部所得制限額の撤廃や、所得制限額の緩和といった市単独での事業を取り入れた形での制度の見直しを行い、子育て支援施策の充実に努めてまいりました。

そこで、御質問の経済的な負担軽減施策の充実ということでございますが、昨年実施いたしました市政世論調査の中でも、先ほど御指摘のあったとおり子育てに対する経済的な負担を軽くするための施策を充実してほしいという御意見がございました。

市としては、この調査結果等も参考にいたしながら、今後も子育て支援施策の充実に努めてまいりたいと考えておりますが、平成19年度に児童手当制度の改正が予定されており、3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額を第1子及び第2子について月5000円増額し、出生順位にかかわらず一律月1万円とする内容となっております。これによりまして、この部分での市の負担額は約1153万円となりますが、この財源につきましては地方特例交付金の中で措置されるということになっております。

また、東京都では平成19年10月から各市町村が義務教育就学期にある児童を対象に医療費の一部を助成した場合、その2分の1を市町村に補助するといった制度を創設いたしました。

市でも子どもと子育て家庭への支援の一環としてこの補助事業を活用し、新たな医療費助成制度を設け、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと存じます。したがって、今議会へ新たな医療費助成制度に関する条例を提案させていただき、あわせて当初予算に事業費を計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に2項目目、片倉自転車跡地について、地元住民の意向調査を行い、都に活用提言をすべきというお話でございます。

片倉跡地については、現在東京都財務局の管理になっておりまして、東京消防庁のレスキュー隊の訓練地などとして活用されており、将来の活用を目指し、都が保有してくれているという認識を持っております。

片倉跡地への都立施設の誘致につきましては、市の活性化に寄与するものでございまして、今までも東京都に対して要望してきております。平成19年度の東京都予算については、都議会会派を通じまして都立施設建設予定地区として周辺道路整備の早期促進を含めて地区整備も要望いたしました。

今後も東京都に対し状況を見て建設整備等要望してまいります、いずれにしましても、都の用地でございまして、都の動き、それから熊川駅の問題などいろいろとございますので、御提言を含めて考えながら進めてまいりたいと思います。

なお、片倉跡地沿いの道路予定地につきましては、熊川地域の方々による「熊川元氣協議会」がフリーマーケットを定期的に開催しており、また福生第二小学校PTAの皆さんにより道路に面した塀に子どもたちの絵を描く計画もあるようで、地域の皆さんによる活動もされているところでございます。

次に、第3項目目の福祉センター内の郵政公社のATMの存続に関する御質問です。まずこのATMにつきましては、福生市福祉センターの開設とほぼ同時期に設置されております。このATMの廃止については、平成17年7月27日付けで「あきる野郵便局福生市福祉センター内出張所の廃止について」という文書により、あきる野郵便局長から福生市長に対しまして協議がございました。

廃止の主な理由といたしましては、設置基準取扱件数に利用件数が満たないということによるコストの問題や、設置要望者間の公平性ということでございます。それを受けまして市では、私の名前で平成17年8月31日付けで存続を求める要望書をあきる野郵便局長に対しまして提出をいたしました。

存続の理由につきましては、福祉センターへの設置ということで高齢者の利用が多いことや、他の金融機関が少ない地域であることなどでございます。さらにほぼ1年後の平成18年8月16日には再度あきる野郵便局長名により、前年同様の趣旨で廃止方針が文書で示されたところでございます。

これを受けまして、市ではATM設置への経過などを踏まえ、10月中旬南田園地区の各町会長さん宅と福生団地自治会の会長さん宅を訪問し、あきる野郵便局長から

協議のあったＡＴＭの廃止について説明を行いまして、意見をお伺いをいたしました。

その結果、各団体いずれも存続をお願いしたいとのことでございました。またその中で、この地域だけのことではないので、全町会長の連名で存続要望を提出してはどうかとの御意見もございまして、町会長協議会を経て１２月１日付けで福生市町会長協議会長名及び各町会長の連名で存続の要望書の提出が行われました。

また、多くの高齢者が施設を利用する福生市老人クラブ連合会においても、福生市老人クラブ連合会会長名及び各会長の連名で、１２月１日付けで存続の要望書の提出が行われております。

このようにさまざまな形で存続の要望が行われているところでもございますので、市としてもさらに強くこの存続を要望していく考えでおりまして、今後の協議を進めていきたいと思っております。

次に４項目目、横田基地についての１点目、飛来する軍用機の部品への放射性物質の使用については、横田基地周辺市町基地対策連絡会として、米軍機の放射性物質の利用について羽村市から事実確認の申し出がありましたので、構成する５市１町と調整し、東京防衛施設局及び外務省に質問をいたしました。

国からの回答は、政府としては米軍の航空機の部品の逐一については承知していません。また米側からは、航空機はその部品を含め安全性を十分考慮し、万一事故が起きても住民の健康に影響が及ばないよう製造されている旨の説明を受けており、米側に情報開示を求める必要性はないと考えているというものでございました。また横田基地広報部にも確認いたしましたが、規則より回答できないとのことでございます。

在日米軍に関する情報収集の方法については、外務省が米側に新たな情報提供の要望をしない限りこれ以上の進展は望めませんので、今後東京都を加えた５市１町の総合要請で対応することが望ましいと考えており、その方向で検討してまいりたいと思っております。

２点目の航空自衛隊航空総隊司令部移転計画の現況につきましてですが、航空総隊司令部庁舎の建設場所は、在日米軍司令部庁舎前の駐車場とし、面積は約２万平方メートルとの回答を得ております。その後の進捗状況について確認したところ、現在も日米で協議中とのことで、日米合同委員会の同意は得られていないとのことであります。

御質問の司令部庁舎建設が建築基準法など国内法の取り扱いということですが、横田基地内に建設する場合でも、国が建設する場合は建築基準法や消防法などの国内法の適用を受けることになります。

３点目の第１３空軍の分遣隊の移転については、１月４日に横田防衛施設事務所を通じ横田基地広報部から分遣隊の新設の情報を得たところでございます。その内容は横田基地に米第１３空軍の分遣隊を新たに設置し、航空自衛隊や第５空軍、ハワイの航空宇宙運用センターと調整し、日本の航空運用の企画計画調整及び執行を行うもので、構成人員は５０人というものでした。ただし、これによる横田基地の人員に変化はなく、住宅や施設の大きな変更はないとのことでございました。

また、第１３空軍分遣隊発足の意義、背景、米軍の意図については、人道的、ある

いは戦時的危機の際、日本を防御することを目的とし、計画及び対応を迅速化させるための強化であり、この動きは弾道ミサイル防衛における両国の能力を強化することにもなるとの回答を国から受けております。

以上で松山議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○19番(松山清君) それでは、再質問というか、要望が中心でありますけれども、させていただきます。

子育て支援についてのこうした世論調査をやった、多いに結構な話であります、ここにしかし、だんとつでやはり経済的支援に力を入れてほしいということが返ってきたわけでありますから、それに本当にやはりこたえていていただきたいと思えます。

いろいろ答弁の中で言われておりますけれども、やはり児童手当ということであれば国が中心、まして小・中学生の医療費の分野になりますと、これは東京都が2分の1負担、東京が主体、恐らくどこの市やまちでも多分この制度を取り入れるだろうとは思えます。

そんな点で、それはそれとして、もちろん地方自治体がそれを受けてやっていくということは当然のことといえば当然のことではありますが、それはしっかりやっていかなければなりませんけれども、やはり福生市としてももっともっと独自の施策を私はやはり強めるべきだろうというふうに思います。

乳幼児の場合の所得制限の廃止についても、昨年10月から実施で、ちょっと年齢が2歳未満で終わって、新年度これがさらに年齢拡大があるのかなといったら、そこはなくなって、中学生までの1割負担制度という形は新たに取り入れられますけれども、そんな具合でやはりもっと市民は期待していると思えます。

ですから、この数字になっているなと思えますので、そんな点でやはり福生市、やはりアンケートを受けて真正面から受け止めましたと市民に本当に言えるような形のものというのは、やはり目に見える形としてこれは出てくるわけですが、ぜひやっていていただきたいというふうに思います。この点については、繰り返しになりますけれども、強く要望しておきたいというふうに思います。

それから、片倉自転車の跡地の問題ですけれども、これについては東京都がいつ気が変わって、民間に売却してあとはどうでもしてくださいということになりはしないかという心配が一面あるわけですが、そういう点は今の時点ではないのだというようなことなのでしょう。その辺の見通し、いつ、オリンピックの方に金がかかるからもうさっさとこういうものはあれしてしまおうというか、福生市にとっては大変大きな敷地、東京都から見れば大したことはないのかなと思えますけれども、その点での、そんな民間売却なんていうことは絶対に許されないとはいえますけれども、その辺のことについての見通しというか、考えをちょっとお聞かせください。その点をお願いします。

それから、3番目の福祉センターのATM、いろいろ随分取り組まれていることはわかりました。確かに相当やらないと、この郵政公社は本当にとんでもないことを考えていますからね。ATM、もしここで味をしめて福生市から撤去した、次は今度は

ポストもいっぱいあり過ぎるからとなりかねませんから、ここでやはり歯止めをかけていかなければならないと思います。

そんな点では、もしやはり議会にも例えば話をかけていただきまして、例えば議会でもそういう何かできることがあれば、やはり存続のためになることであればやれると思いますけれども、そんな点でもぜひこれについては市の方としても突っ張っていただきたいというふうに思います。要望しておきます。

それから、基地の方なのですが、いわゆる劣化ウランというか、放射性物質使用の問題なのですけれども、そうするとこの回答がきまして、これは文書回答、それとも口頭でのいわゆる回答だった、どちらだったのですか。その点もう一度お聞かせください。

それから、2番の航空自衛隊総隊司令部なのですけれども、建築確認等については、そうすると西多摩建設事務所というふうになるかもしれませんが、市の方にはこういうたぐいに関しての書類というのは一切こないのではなくて、ある程度のはくるのですか。その辺、どの範囲までくるのですか、くるとすれば。その辺もちょっと教えていただきたいと思います。

それから、3項目の第13空軍の分遣隊なのですが、これは相当の役割を持つというふうに言われております。弾道ミサイル防衛、そんな点では引き続きやはりそういう情報について収集して、公開していただきたいというふうに思います。その点要望しておきます。

○市長（野澤久人君） 片倉跡地の関係でございます。おっしゃるとおり福生市にとっては大変大事な土地だというふうに思っております、あの土地が変な形で使われることになればとんでもないことだというふうに思っております。

そのことをもとにした形で、東京都の方は、いずれにしても、総務局は福生市の事情をずっとよく引き継いで承知をしておりますので、そんなところから、今の形のまま当面はいくだろうというふうに予測をしております。民間売却という話も一時期ありましたり、あるいはほかに大きいところに貸したいという話もありましたけれども、そういったものについても一応最終的には断っているような形で進んでおります。

今後も、これから知事本局なんかもいろいろかわってまいりますので、そういったところを含めて進めさせていただきたいと、こんなふうに思います。よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、横田基地の関連で劣化ウランの外務省からの回答でございますけれども、口頭による回答でございます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 基地内の建築確認についてでございますが、立川にございます合同庁舎の多摩建築指導事務所で確認を行うわけでございますが、建築基準法第6条に基づきまして行うものでございます。市の方に連絡は別段ございません。

○19番（松山清君） どうもありがとうございました。なるほどね。

それでは、いずれにしても、片倉跡地は本当に大事な土地なので、そんな点では東

京都にそういうことは絶対に許されませんよということを常々言い続けておいていただきたいというふうに思います。

以上、申し上げておきたいと思います。終わります。

~~~~~

○議長（石川和夫君） 次に、22番小野沢久氏君。

（22番 小野沢久氏君質問席着席）

○22番（小野沢久君） それでは、通告いたしました一般質問をさせていただきます。

本議場のオオトリになりまして、オオトリをねらったわけではないのですけれども、いつもより早く提出したのですけれども、なんか皆さんが早くて最後になりました。オオトリならばもうちょっと質問の内容を変えなくてはいけないかなと思った思いがいたします。

それでは、最初に拝島駅の工事の関係についてお尋ねをしたいと思います。

総工費が55億8000万円という大変大きな工事で、国の補助金が40%、昭島市と福生市の負担分が40%、JRと西武鉄道が残りの20%を負担するという大変な工事で、駅を利用する方、あるいは乗り換えをする方々もこの完成を望んで、楽しみにしていたところでございますけれども、去年の議会で補正予算で1年遅れるという話があって、減額補正がありました。その遅れる理由をやはりきちんと明確にしておかないといけないのではないかなと思います。

過日も昭島市の市長さんがある会合で、誇らしげに8月には一部開通するということを言っておりまして、それを聞いていて何を言っているのかという思いはしたのですけれども、ですからその遅れる理由がどうなってくるのか、それによる負担がどういう形で我が市に影響してくるのか、また相対的にはどうなってくるかという点についてをお尋ねをしておきたいと思います。

それから、もう1点が拝島駅北口の周辺整備の関係です。これも全く同じ質問を前にもいたしておりますけれども、駅の輪郭が見えてまいりました。駅寄りの道路、あれが96号線というのか、市道96号線、線路に沿った、日光橋を渡ってから線路に沿っている道路ですけれども、あれを通った方はわかると思うのですけれども、まともなガードレールはありません。ほとんど傷がついております。小さな事故は起きているのではないかと思うのですけれども、大変な危険な状況になっているわけでございます。

それで、以前はそれに合わせて歩行者専用道路を玉川上水に沿ったところの現在は行き止まりになっております市道、赤道になっておりますけれども、それをきちんとつなげたらどうかという質問をいたしました。

市長さんの答弁は、完成をした後の市道のあれを見てからということではなかったかなと思っておりますけれども、実際に駅ができてから考えるべきことではなくて、今からやはり想定した中で取り組むべきことではないのかなと思っております。

そういう面では、地主さんもそう数多くいるわけではないので、比較的交渉事もしやすいし、今の現状を見ると駐車場として空いているスペースも大変あるわけですか

ら、早い方がある面ではやりやすいのではないかなと思っておりますので、その歩行者専用道路というか、玉川上水に沿った遊歩道の関係、それと通行料の多くなっております96号線の関係についての進捗状況、考え方をお知らせ願いたいと思います。

次が永田橋のサイクリングロードの関係なのですが、立体化の関係、随分もうこれも本当に長いこと取り上げてまいりました。民主クラブの会派要求としても再三取り上げてきて、ようやく橋の工事が始まって先が見えてきたなという状況ではないかと思ひます。

そこで、ちょいちょい聞いているのですけれども、どこまで確認ができていますのか、本当にできることになったのかどうかね。以前それとなく図面もできてきた経過がありますけれども、真っ直ぐいってみたり曲ったりの図面があったのですが、実際に工事が始まると、もうそこまで確認ができていないかと思ひますので、その辺の確認、できますという確認がどこまで取れているのかということをお願いしたいと思います。

それから、もう一つが福東地区の滑走路下の活用ということなのですが、この緑地の関係、これは17年12月で質問したのですが、これは当時も使った資料なのですが、けれども、読売新聞の2005年11月14日の新聞で、瑞穂町につくったときのことがここに載っているのですけれども、「同地を管理する防衛施設庁はまちの要望を受けて貸与を決める」ということで、公園をつくって駐車場もつくったということでもありますけれども、この中で防衛庁の方が、防衛財産の有効的活用を積極的にしているのだという、施設局の方で「基地周辺財産の積極的な利用、活用の観点から貸与することにした」ということで、こういう制度があつてやっていることでございますので、福生がやらないというのはおかしいのではないかという質問をしたところ、実際には町会に話をしたとかいうことの話があつたのですが、その後、議会ともよく相談をしてということなのですが、いまだにその話がないので、どういう形になっているのかという点が一つ。

それから、いろいろな議員が入れ替わりドッグランの関係の質問をしてきております。愛犬家の皆さんにはどうしてもなくてはならない施設なのでしょうけれども、いずれの答弁も場所という大きなネックがあつたわけなのですが、場所ということを考えればこのくらい、そういう部分では適した場所はないのではないかなと、民家に隣接している部分はないし、今の自然をそっくり生かしながら、大幅に木を切ることなく、若干の駐車場をつくる程度でできる可能性が十分ありますので、今のリサイクルセンターの周辺を含めて、遊歩道からでも入れる散策路もいろいろな構想はもてると思うのですが、その構想の中にやはりドッグランということを入れた上での取り組みができるかどうかをお願いいたします。

それから、教育行政についてでございますけれども、給食の滞納の関係なのですが、随分社会問題になっておりまして、大きな活字で「10万人、22億円」なんていう記事が出ておりますけれども、給食の問題はことしになる以前に、もう随分前からいろいろ取り沙汰されておりますけれども、これは読売新聞の17年の10月の新聞なのですが、2005年度の未納総額という形で多摩地区の実態を、アンケートした結

果が載っておりますけれども、滞納率が最も高かったのが3.9%のあきる野市、ついで羽村市が2.3%、瑞穂町が2.2%、都の平均で0.4%を大きく上回っているということで、我が市がここに載ってなかったのはかろうじて、2.03%ですから、ほんのわずかな差でここに載ってなかったということだけで、まさにこのグループの中にいるのが現状でございます。

これはマスコミで言われるまでもなく、議会の中では再三取り上げられてきております。昨年の決算でも原島議員が、その前にも私が取り上げてきた滞納の問題、以前からずっとそういう面では議会の中では関心の高かった一つのことでございます。

それで今回、17年度決算では未納額が269万9890円、累計で1141万8420円、収納率が97.97%、未納率2.03%、これは事務報告書のとおり今読んだだけですけれども、こういう現状になっております。

以前この問題を取り上げたときに、どういう解消方法をしているのかということで質問をしたときに、現状は担当の課長と係長さんがちょっと回った程度でなかなか進んでいなかった。どうして学校給食課の職員全員でやらないのだという質問をしたことがあるのですけれども、夏休み中に鍋を洗うだけではなくて、そのくらいのことはできるのではないかという質問をしておったのですが、実際に現状はどういう形での集金業務をなさっているのか。それから対策、それと同時に学校はこの問題をどう対応しているのかという学校の見解についてもお聞かせ願いたいと思います。

もう1点が修学旅行、長いことこの修学旅行という言葉は議会の中で出てこなかった、随分長いこと出てきていません。会派でも保護者負担の軽減ということで修学旅行の負担の増額は毎年要望しているのですけれども、一向に変化なくしております。おとといですか、教育委員会の方針でもこれは堅持、維持していくという考え方ですから、ふやすことはないけれども減ることはないのだろうという思いがいたしますけれども、そこで何が質問がしたいかという、公費を使って修学旅行をするわけですから、その業者の選定について、旅行業者をどういう形で選定しているのか、入札の透明性という観点から現状についての取り組み方をお願いをしたいと思います。

それから、地域会館、こういう質問をするのか、させるのか、どちらが正しいのかと思いますけれども、係長にちょっといえば済むことで、たまたま通告の時期にそういう話があったということで話をするのですけれども、過日、さくら会館の和室を使って、家に帰ったらズボンがなんかこの辺のところがごみだらけで、おかしいな、変なところに潜ったことはないのだと思って、よく考えたら畳かもしれないなと思って、かえで会館を使っている方から畳で随分汚れて子どもが困っているのだという話を聞いたものですから、質問をするはめになったのですけれども、畳というのはやはり定期的にどこの家庭でも表替えをしたり取り替えたりしているのが現状ですけれども、やはり公共施設も当然そうやって管理をしていかなければならないのではないかと思います。現状がどういう形の整備をなさっているのか、お願いをいたします。

それから、もう1点が学校等公共施設の屋上の緑化、これは校庭の緑化も含めてやろうと思ったけれども、校庭の緑化は芝生化ということで複数の議員がやっております。

すので減らしたのですが、ヒートアイランド対策でいろいろやることはあるのですけれども、一番手を打っていないところが屋上ではないかなという気がいたします。道路だとか庭だとか校庭だとかというところはある程度緑化ができるのですけれども、公共施設の屋上は、これは管理者がやるしかありませんので、見えないのですね。ですから実際にはほとんど何もしてないし、なおかつ余り大きなことをすれば防水との関係で、今も新庁舎は防水をやっていますけれども、あれは何年か一度結局やることになるのではないかと思うのですが、そういう面では簡単にある程度できるのが屋上の緑化ではないかと思うのです。

いろいろな種類の方法が出てきております。それはお金をかければ切りがないのです。かけないでやる方法もいろいろあると思いますので、手間のかからない安価な方法を、いろいろこういうものの見本市みたいなところでもやっていますし、簡単にはサツマイモをちょっと植えてみたって、発泡スチロールの箱で植えたってどんどん伸びていくわけですから、やり方は幾らでもある。やる気になってやればやり方はありますので、その辺の考え方をお知らせいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 小野沢議員さんの御質問にお答えしてまいります。

初めに、拝島駅の工事及び北口周辺整備等についての1点目、拝島駅の工事の遅れ等についてですが、拝島駅自由通路の整備については、議会及び各関係機関の御理解、御協力のもと、昭島市との共同事業として平成17年度から工事に着手し、平成19年度に完成予定ということで事業を進めてまいりました。

しかし、諸事情により事業期間を1年延伸し、平成20年度に完成予定とする事業計画へと見直しをせざるを得なくなりましたことから、18年第4回定例会におきまして関連する予算等を含め御審議をいただいたところでございます。

なお、遅れることによる新たな工事の概要でございますが、主なものとしましては南口階段の本設ができないために仮設階段を設置、また跨線橋撤去の作業帯が確保できないための追加工事等が新たに追加されまして、事業費として約1億2800万円の増額となります。

また、遅れる原因でございますが、昭島市の事業であります自由通路の階段を設置する拝島駅南口の用地買収の遅れによることが大きな理由でございます。

次に、費用負担ですが、当初は昭島市と調整が付きませんでしたでしたが、増額になった費用も国庫補助の対象となることから、本体事業と同じ福生市の負担割合は45%として約5760万円の負担となります。このうち補助金は、補助率が2分の1でございますので、約2880万円を受けられることとなります。昭島市の方でも今全力を上げて用地買収に取り組んでおられるということでございます。

次に、2点目の北口周辺整備等についてですが、以前にも一般質問をいただいております、その後の検討経過とのことですが、この地域は東側には横田基地への引き込み線、北側には玉川上水があり、また北口広場は昭島市との行政界になっておりまして、市民の合意形成ということも含めて、整備の方向性についてはまだ時間がかかるだろう

というふうに考えております。

そこで、当面の整備といたしまして、議員さん御質問の市道第93号線の延伸について検討したいと思っております。この道路は日光橋を起点といたしまして拝島駅方面に約87メートルで行き止まりになっている玉川上水沿いの道ですが、その先に約130メートルを延伸できれば拝島駅までつながる道路になります。そうしますと玉川上水の遊歩道としても、拝島駅利用者等への歩道としても利用できることとなります。

現時点では主要な地権者に地域の整備も含めたお話を持ちかけているところですが、何棟か建物もございますので、延伸整備が可能かどうか、建物所有者等にも協力をしていただくことが必要になりますので、駅整備の先も見えてきそうでございますので、今後交渉を進めてみたいと思っております。

また、市道第96号線の拡幅ですが、西武線側には既に平成15、16年度で一部拡幅をしており、民地側には建物が建ち並んでおり、拡幅整備は厳しいと思っております。しかし、市道第93号線の延伸整備が可能であれば、歩行者等はそちらを通行してもらうことで市道第96号線の歩車道を分離している防護柵を撤去することも可能であり、結果的に車道部分が広くなり、車両通行の安全が図れると思っております。

このようなことから、まずは市道第93号線の延伸について、地権者等との交渉をさらに進めてみたいと考えております。

次に2項目目、生活基盤整備についての1点目、永田橋のサイクリングロードの立体化でございます。

どこまで進んでいるかということでございますが、永田橋の架け替え事業については、御存知のとおり東京都施工で平成18年度から事業着手され、まずは仮橋工事に着手し、その後旧橋の撤去、新橋の設置、仮橋の撤去等計画的に事業を進めていき、平成24年3月に完成ということで、全体の事業期間は6年間で予定しているとのことでございます。

この永田橋の架け替え事業にあわせまして、サイクリングロードの立体交差化についてこれまで東京都及び国土交通省に要望してまいりました。東京都は管理用道路として高さ2.5メートル、幅3メートルのボックスカルバートで永田橋の下を貫くアンダーパス案で国土交通省と現在協議中であり、正式な回答を得られるまでにはもう少し時間が必要とのことですが、今後管理用通路の照明、排水設備等附属施設の調整などを含め国土交通省、東京都、福生市の3者で事業化に向けての具体的な協議を進めていきたいとのことでございます。

なお、立体交差化等管理用通路の施工時期については、平成22年度を予定しているとのことでございます。

次に、2点目の福東地区滑走路下の活用について、平成17年5月に東京防衛施設局から滑走路付近の緑地の活用について打診があり、公園的な施設を国が整備し、その後の維持管理は市が行うというものでございました。

現在、内部で協議をしておりますが、国から打診のあった福東地区の緑地の中にはリサイクルセンターやグラウンド、あるいは道路などがあり、活用できる緑地は5カ所に分散されております。それぞれ面積やアクセス道路なども異なっている実態がござ

います。

御質問にございましたドッグランとしての活用につきましては、人と動物との共生市民会議から既に提言を受けておりまして、現在内部で検討しております。当市にとってこの緑地は大変貴重なものですので、その活用方法について、ドッグランとも並行し、検討し、具体的な活用方法がまとまりましたら議会や地元にも御相談を申し上げて結論を出していきたいと、そんなふうに思っているところでございます。

次の教育行政につきましては教育委員会からお答えをいたします。

以上で小野沢議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 小野沢議員さんの御質問にお答えをいたします。

教育行政についての1点目、給食費の滞納についてでございます。ほかの議員よりも同様の質問がありましたので、重複がありますが、お許しをいただきます。

現在、報道等で問題になっております給食費の滞納につきまして、当市では平成18年4月現在、過去3年分の未納額が857万6000円、117世帯、162名の児童分が未納となっております。ことしの1月末までに126万7000円収納いたしましたので、未納額が730万9000円、89世帯、133名分になっております。平成17年度の未納額につきましても、1月末現在で219万7000円、未納率1.65%の状況になっております。

給食センターといたしましても、ここ数年未納額がふえる傾向にありますことから、毎月1回土曜日の訪問、夏季期間中に給食センター調理員を含め平日の訪問を実施いたしております。また昨年の12月には教育委員会全体の取り組みといたしまして平日の夜間訪問を実施をいたしてまいりました。その結果、今年度の収納率は、現年度分を含め1月末現在で対前年比0.8%の増となっております。

今後も学校給食費につきましては、学校給食法の規定により食材等の購入費は保護者が負担をすることと定められておりますことから、引き続き土曜日及び年度末の3月、出納閉鎖期の5月に夜間訪問等給食センターを中心に教育委員会全体で取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校側といたしましても学校給食は学校教育活動の一環として実施をされ、児童が食に関する正しい知識と、望ましい食習慣を身に付ける上で重要な役割を担っておりますので、給食費の滞納問題は非常に重要な問題と考えております。

校長会の席上でも学校だより、PTAの会合、保護者会の場合などを通じて学校給食の意義やその果たす役割を保護者に認識をしていただくとともに、学校給食は保護者が負担する給食費によって成り立っているため、一部の保護者が未納となることによって他の児童への負担が発生することなどを保護者に周知し、理解と協力を求めているよう私の方からも指導いたしているところでございます。

次に、2点目の修学旅行の業者選定につきましてお答え申し上げます。中学校の修学旅行の取扱業者の選定は、各学校におきまして校長の責任のもとに行われております。選定の時期は旅行費の積み立てや修学旅行に向けた取り組みを計画的に実施する必要がありますことから、1学年の教員が検討委員会を設け、3ないし4社から見積

りを取り、プレゼンテーション実施後に1社に絞り、最終的に学校長が決定をいたしております。

通常の業者決定までの手順といたしましては、最初に修学旅行の目的を定め、これに見合った見学先や体験学習の内容等を決定をいたしまして、その後各業者にこれらを示し、工程、交通手段、宿泊施設、費用等の旅行企画書を提出をさせます。次に検討委員会において業者のプレゼンテーション及び提出資料をもとに検討し、1社に絞り込み、校長の承認を得ます。検討に当たりましては費用、旅行目的の達成度の可能性、宿舍の利便性、安全性、緊急時の対応方法等を総合的に判断をいたしております。ここ3年間の市内の3中学校の現状を見ますと、JTBが延べ6校、近畿日本ツーリストが延べ3校となっております。

続いて、3点目の地域会館等の和室の畳替えにつきまして、この点につきましてはお気遣いをさせておりましてまことに申しわけなく存じます。地域会館はわかぎり、わかたけ、松林、白梅、かえで、扶桑、田園及びさくらの八つの会館がございます。

畳替えにつきましては、周期的に実施はいたしておりませんで、畳替えの時期を決定する要素といたしまして、前回いつ畳替えをしたかが大きな要素となっており、利用の頻度、利用の仕方などによってこれら8館の畳の状態は各館ごとに一様ではないわけでございます。

各地域会館の和室の畳の状態につきましては、実際に職員が見てまいりましたところでは、議員御指摘のように年数を経ており、細かい畳表のくずが靴下や衣類につくような状態の和室がございました。かえで、さくら、白梅の3館がそのような状態がございました。他の松林、扶桑会館は18年度に畳替えを実施しており、わかぎり、わかたけ、田園につきましてはまだ使用に耐えられる状態がございました。そこで早急に畳替えを必要とする3館につきましては、なるべく早い時期にこれについての対応をいたすことを考えております。

なお、今後につきましては、どの地域会館の和室につきましても年々劣化をいたしてまいりますことから、毎年1館分程度の畳替えの予算計上を行い、地域会館の各担当間で協議の上、当該年度に早急に畳替えを必要とする地域会館を決定し、実施していくようにいたしてまいりたいと考えております。

最後に、学校等公共施設の屋上緑化につきましての御質問にお答えをいたします。東京都の重点事業の中にはアスファルトやコンクリートの増加、あるいは都市化や自動車排熱などによるヒートアイランド現象の緩和対策の一つとして屋上緑化の推進が掲げられているところでございます。

初めに、市内の校舎の屋上の利用状況ということで申し上げますと、昭和51年度に第二小学校の第2校舎の新築にあわせましてその校舎屋上に樹木を植えた学級園を設置をいたした経過がございます。その後、樹木の根が伸びたことにより建物への支障が出てまいりましたことから、平成8年度には屋上の防水工事を行っております。第二小学校の現在の学級園の利用につきましては、屋上の一部を利用した畑を使って児童がトマトなどの野菜をつくり、収穫を楽しんだとの報告を得ております。

次に、学校施設の維持管理の面で申し上げますと、校舎の屋上は校舎の雨漏り防止

や建物の延命化を図るため、10年から15年の期間を一つの目安といたしまして、屋上に敷いてあります防水用ウレタンの上塗りや補修を行う防水作業が出てまいります。また建築基準法により建物に積載できます荷重が規定をされているところでございます。このようなことから、校舎の屋上に関しましては、なかなか利用のしづらい面がございまして、第二小学校以外の小・中学校では利用されていないのが現状でございます。

今後このような校舎の維持管理をしていくことになるわけですが、取り巻く環境の変化もでございますことから、屋上緑化に取り組んでいる他の学校の状況や維持管理方法、あるいは費用対効果などにつきまして研究をさせていただきたいと、このように考えております。

以上、小野沢議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○22番(小野沢久君) それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、拝島駅の工事の関係なのですが、結果的に1億2800万円の工事負担がふえてくるわけですね。それで我が市の負担がそのうちの補助金を除く金額で2880万円、ですから総工費は57億円という大変な金額になってきてしまうのですけれども、対象地域が昭島市ということで、福生市がそれ以上口出しをすることはなかなかできない、これは昭島市に頑張っていただかなければならないことですよね。地主さんは福生市の地主さんだそうですから、地主さんはそれなりに協力はしていただいているのでしょうか、地主さんとそこを借りている人とのいろいろな関係があるのでしょうか、これはどうなのでしょう。地主さんは全面的にこの昭島市に交渉事は一任されてしまって、地主さんが出張することは全然ないのでしょうか。そこをちょっとひとつ、地主さんとの今の交渉事の関係をお願いいたします。

それから、相手があることですからそんな簡単にいかないと思いますけれども、本当にこれは1年伸ばせばできるのですか。これはここで聞いても、昭島市の議会に行って聞かないとだめなのかもしれないけれども、非常に、それでまた遅れました、またお金がかかります、福生市さんお願いしますと言われてもこれは困るのだよね。だからそれは昭島市に強くきちんとやはり言うておかないといけないと思うのですよ。福生市の議会からもこういう声が出ているし、やはり予定どおり工期が決まった仕事が既にもう1年も延びてしまっている。しっかりやってもらわないといけないということを経営者とやはり要望していただかななくてはいけない。これは市長さんの名前で要望するのかね。それとも担当が話し合いの中でやっていくのか、そのところをきちんとお願いいたします。確認が1年遅れできちんとできるのかどうか、それからこれ以上の負担は困りますということが言えるのかどうか、その2点をそこでお願いいたします。

それから、問題は8月に仮開通ということで、実際は来年の3月が早くなる、一部ですけれども。開通すれば当然そこには管理費がかかってくるわけだから、この通路の維持管理費の負担割合を昭島市と福生市がどうするのかということの取り決めがどこまで進んでいるのか。工事費のように45%と55%というわけにはこれはいけないと思うのだよ。ほとんどが昭島市の区域の中であって、恐らく固定資産税がどうい

う形になるかわかりませんが、福生分はほとんどない状況だと思うのですね、線を引いた段階では。ですからその辺のこれからの負担をどういうふうにしていくのか、当然もう協議がなされていると思いますので、その辺の関係についてお尋ねをします。よろしくお願いいたします。

北口の関係、今、市長さん、御答弁をいただいて、93号線というのは玉川上水に沿った遊歩道との関係の延伸について、地権者と交渉をしていきたいということなのですが、以前質問をしてから何らかのアクションを起こしたのかどうか、現場は見に行って、担当は見に行ったのでしょうか、質問の後に関係する地権者に何らかの対応をとったのかどうか、その辺のところをちょっと聞かせておいていただきたいと思います。それはその辺にしておきますけれども。

次に、永田橋のサイクリングロードの立体化の関係は、今の答弁だとこの前と一つも変わっていないのですが、ボックスカルバートでやるという面では、幅3メートルのボックスカルバートが通るわけだから、そこまではわかったのだけれども、それで何がというのは、だからできることは多分これで間違いないと思うのだよね。だけれど確約がまだ得てない。

それで、これからあれをつくっていく中で福生市は何かにかかわり合いがもてるのかね。すべて国土交通省で工事をする、東京都にお任せで、福生市としてこのことについて要望したり何かができるのか。ですから簡単にいうと福生市がどんな形でこれにタッチできるのか、対応できるのかということの質問ですが、任せっぱなしでいいのかどうか、あるいは相当な部分でもう既に関係していますよということならそれで結構なのですが、その辺の取り組み方をお願いします。

それから、もう一つが福東地域の滑走路下の関係、現状を見ますと防衛の方も随分手を入れてきて、木を間引きしたりなんかして管理はしてきているようになっていますよね。

それで、先ほどの答弁ですと、内部で協議中という、内部で協議しているラインが一つと、聞き違いではないと思うのですが、「ドックランの活用につきまして、人と動物の共生市民会議からの提言を受けて内部で検討して」というから、どことどこ、これは別々にやっているのか、どこがどういうふうにやっているのか、そのところをちょっと聞かせていただきたいのと、これは東京防衛の方は市からきちんとした提案があればそれはやるわけでしょう。瑞穂町でやっていて、そういう取り組みがあるのだから、きちんとしたメニューができればやってくれると思うのだよね。こんないい話はないのですよね。提案するだけで向こうが工事してくれて、市は管理でしょう。管理だって、例えば仮にこれ、ドックランが併設できるとすれば、それはもう一切市とタッチしなくて、ボランティアの方々に管理してもらえばいいわけですよね。当然ドックランというのはやはりそこで犬を飼う方のマナーの向上をすることが大きな目的としてやっていただかないと、公費を使うわけですから、ただ単に楽しむということでは困りますので、やはり明確に方向付けはした上でやっていただくということだと思うのですが、今さっき言ったどこがどういうふうに関係しているのか、一つと、企画調整課がきちんとこのくらいのアイデアを出さないのかというのが

不思議なのだよ。向こうが受け入れはあるのだから、そうだよ。だからどうしてもできないというのならおれが線を引いてもいいけれども、それではまずいだろうから、具体的にどうやりますと言っただけだと助かるのですけれども、助役さん、随分出番がなくて寂しいでしょうから何か少し、助役がやるといえばこれはもう部長さんたち、嫌とは言いませんから、これは一緒になってやるし、それは早急に結論が出ると思うのだけれども、ちょっとその辺のところを、やるという姿勢をお見せいただければ大変いいお答えになりますので、お願いをいたします。押し売りをしてしまったけれどもね。

それから、教育の關係の給食費の關係で、これは随分今の数字を聞きますと、累計で1141万8000円あったのが今の答弁では随分減ってきているのですけれども、これは全部集めたのではないよね。不能欠損、あれは税と違って何年なのかな、3年ですか。3年だからすぐ不能欠損でなくなってしまうのだよ。なくなったから減ったと思ったらとんでもない話で、だからその不能欠損の経過を少しさかのぼって出してください。

それと、一番ここで問題になるのは、教育としての給食だから、学校としての立場が非常に問題になるところなのです。私はこれ、今回質問する主な理由は、前に質問したときの教育長の答弁が、答弁を見てちょっとこれはなという気がしたから質問する気にもなったのですけれども、教育長さん、これはね、平成16年度の決算特別委員会での私の質問に対する教育長さんの答弁なのですが、途中からいきますと「私どもとしては学校にも当然関与してもらわなければならないと考えております」ようは学校はどうするのだという質問の答弁なのですが、「学校にも当然関与してもらわなければならないというふうに考えておりますが、行政側が積極的にかかわらなければならないことと、こんなふうに思っております。学校としても全く関与の余地がないこととは考えておりませんので、いろいろな方法をもう少し考えて、学校側に協力してもらえような部分を考えてまいりたいと、こんなふうに思っております」ということで、要は悪くとると学校は関係ないのだよ、行政側がやるのだということに内容は、私の解釈では8割ぐらいがそういう内容だと、とんでもない。学校がやらなくてどうするのだという思いがあったので、ここで質問をする気になったのですが、ですから学校のその辺の対応、学校が本当にしっかりやってくれるのかどうかという、先ほどの答弁の中にも若干入っておりますけれども、再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、もう一つ重要なことは、新聞でいろいろ報道されている中で、親のモラルの低下、あるいは払いたくないから払わないのだとか、そういった形の報道がなされております。そういう中で実際には6割ぐらいの方が払えるのだけれども、払っていないという状況の報道が載っていますけれども、実際にそれは具体的に、数字としては表しにくいと思うのですが、集金をしていく段階である程度の読みができるのではないかなと思うのです。現実に職員の皆さんが、今の話を聞きますと回っているわけですから、その辺の感触として大体我が市としてはそれがどれくらいなのか、それと本当に経済的に払えないという方々がこういった状況なのかということをしる

ない範疇でお知らせ願いたいと思います。

それから、食単価の関係はきのうも質問があったのですが、決算書を単純に計算すると62万5340食で、決算書の公費の部分だけで割り算すると公費の部分が525円、それで保護者の負担分が、食材費がこれは保護者の負担ですから、210円、総額で736円の弁当を小学校では食べているということで、随分いい値段だね。736円というのは、私たちが昼に食べている弁当が630円ですか。まあだからそういう計算はいけないのです。こういう計算をすると、では民間委託しなくてはということになってしまうので、そこまでとりあえずは申しませんけれども、非常に多くの費用がかかっているということをここでは言いたかっただけのことなのですけれども、ですからきちんとやはり公費を注ぎ込んでいる部分があるので、しっかり集金してほしいということ、ですからそこでは不能欠損の関係と学校の対応、それから払えるか払えない人の割合がどうなのか、あるいは払えない方々の状況はどうなのかということについてお答えを願いたいと思います。

それから、修学旅行についてお答えをいただきました。業者さんを、1年生ということは3年生に向けて1年の担任の先生方が検討するのではないかなと思うのですが、3社か4社から見積りを取ってやっていくということなのですが、結果的にJTBが6社、近畿日本ツーリストが3社という、これは中学校ですけれども、小学校の状況はどうなっていますでしょうか。

小学校はそれぞれに学校単位でいろいろ違っているものですが、私のころは日光に行くというのが一番楽しみだったものですが、中学校も奈良、京都ということで、うちの息子もそうだったので、まだそんなに変わっていないと思うのですが、現状は行き先がどうなっているのかというのをひとつ御報告いただきたいし、小学校の関係、今中学校の現状を見ますとということでJTBになっていますが、小学校の関係はどうなっていますか。それで小学校の決め方はやはり同じような決め方をしているのかどうか、先ほど申しましたように契約の透明性を聞いているわけで、ですからその辺の方法をやはりわかりやすく説明していただかないと思いますので、お願いをいたします。

それから、地域会館の関係はぜひ、こんな質問を議会でされないように、担当がちょっと見て回れば済むことですので、お願いいたします。

屋上の緑化、答弁は随分難しく言っていて、だんだんこういう答弁を聞くと難しくなってきた。決まりがああだこうだ、そんな決まりなんかあるのは当たり前なこと、だから知恵を出して何かするのが担当職員の仕事なのだよ。こんなことをして何もできやしない。何もしないのが一番いいのだよ。防水でそのうち工事をするからほっておきましたと、これが一番簡単、文句も言われぬし、そうではなくてやはり前へ進むという姿勢が大事なのよ。それは担当職員がそれなりに自分で知恵を出して、議員からああだこうだ言われぬで、こんなのがありますなんて言われぬで自分たちで探してきて、出せといえはああるのだけれども、業者の売り込みみたいなことになってしまうからやりたくないのだけれども、言いませんけれども、きちんとやって、さっきも言ったように芝生ではなくても簡単な方法でできるものもあるよ。

さっきも言ったもっと簡単なのは、あそこで本当にサツマイモなんか発泡スチロールの箱でやれば、ちょっと土を入れて置いておくだけで、あれはもうちょっと水をやればどんどんどん伸びてしまうのよ。収穫時期にはまた収穫もできるし、これは一つの案だけれども、それをやれというのではないですよ。だから担当がそういう努力をしてくださいよということなのよ。研究、維持管理方法、あるいは費用対効果につきまして研究、研究なんていうのは、大体今までの答弁で研究というのは何もしないことなのよ。今まで経過的に見て。だから研究ではなくて何かするという答弁がいたいただきたいので、ひとつそのところをもうちょっと足してください。

○議長（石川和夫君） 2時20分まで休憩します。

午後2時4分 休憩

~~~~~

午後2時20分 休憩

○議長（石川和夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○助役（高橋保雄君） それでは、私の方から滑走路の下の活用について答弁をさせていただきますが、現在はそれぞれ担当する部署でいろいろと内部検討をしておりますが、今後につきましては防衛施設局との交渉が必要でございますし、また施設としてドックラン、公園、またスポーツ施設等の活用も考えられますので、各課にまがりますので、私が内部調整をさせていただき、進めさせていただきたいというふうに考えております。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 小野沢議員さんの再質問にお答えいたします。

ちょっとお聞きづらい点や、ちょっと戸惑いもあるかもしれませんが、1点目につきましては拝島駅の北口の地主さんの件で、何回か御説明しているわけですが、地権者が2名、借地人が4名、借家人が30名ということになっておるところでございますが、地権者は福生市民2名であるというふうにも聞いておりまして、借地人4名につきましてもそんな大きな問題はないというふうに伺っているところです。

問題は借家人の30名の方で、法的には借家人に対して補償だとかいろいろな面の金銭の支出は難しい状況というのはいろいろな先輩の指導や、福生市のいろいろな土地の移転とかの話の中でそんなふうに聞いておりますので、それから説明会に私も何回か行っているのですが、この借家人の方からの質問が非常に多くて、今のお店でやりたいのだと、お店をこれからもやりたいのだと、それで3年なら3年後にまた戻ってきたいのだというような、こういう質問で、どのように補償してもらえるのかという質問もありましたので、この30人の問題が非常に難しい問題ではないかなというふうに思っております。具体的にまだ地権者の2名につきまして用地買収について進んだのかという話は正式には聞いておりませんが、福生市民でございますので、過日ある場所でたまたまお会いしまして、1回目のお金が振り込まれたよという話をちょっと聞きましたので、この北口の足場の部分かどうかはちょっと不明なのですが、そんな話も市民のその地権者の1名の方としたことがございます。こんな状況でございます。

それから、2点目の1年遅れたわけですが、これ以上遅れないかと、遅れることは

ないかということでございますが——北口ではなくて南口でございます。2点目の1年遅れで今回、12月で御審議いただいたわけですが、それ以上遅れないかということでございますが、昭島市が用地交渉するわけでございますが、暫定使用が今年の19年の8月で、西武側の工事が完了するのが20年3月、それから南口の立川階段の完成が20年5月で、南口のすべての工事が完了するのが2月の末から3月上旬と、こういうようなことで、工程表も示してありますし、熊川・松原線促進協議会にもこの工程表を提示して説明して御理解をいただいているところでございますので、これに沿って昭島市は進めていくのではないかなというふうに思っております。

あと福生市として今現在協力しているのは、昭島駅南口地区まちづくり検討会というのが、昭島市の駅前の商店街と福生市の武蔵野の商店街の方、それから昭島市の職員、福生市の職員で検討会をしているところですが、その検討結果もまちづくり通信ということで発行して、地域に御理解をいただくような運動も展開しておりまして、都市計画課長と土木課長が参加をしておりますので、側面から支援していると、こういう状況を報告しておきたいというふうに思います。

3点目につきましては、維持管理負担の割合でございますが、現在昭島市と事務レベルで調整中でございますが、福生市の考え方といたしまして、一つは自由通路の地域の面積割合、それから二つ目は自由通路と駅舎の合計の面積割合、それから三つ目として駅舎の固定資産税の課税割合、これは課税額の割合ということになるかと思いますが、4点目としては現在の建設費の割合、その他、5点ほど上げて昭島市に提示しているところでございますが、福生市といたしましては、できれば固定資産税の割合をお願いをしたいと、こういうことで主張しているところでございます。

次に、4点目の93号線の地権者にアクションを起こしたのかということでございますが、ここでも地権者は3人ほどおるのですが、やはり大地主さんがおりまして、この方の影響は大きいだろうということで、まずその大地主さんのところに行きまして、市長答弁にもありましたように、話を持ちかけている段階ということで御理解をいただきたいというふうに思います。今後、延長という方向を含めて建物もございしますので、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、最後だと思いますが、5点目の永田橋のボックスカルバートでございますが、平成22年度に工事を予定ということでございまして、当初、3年前のときには工事費も福生市で負担してもらうのだよという話を西多摩建設事務所の方から聞いておりましたけれども、現段階においては工事につきましては道路管理者の東京都が全部負担をするというふうなところまで行きつきまして、福生市といたしましては22年度の予定しておりますボックスカルバートを導入いたしますので、その通路の照明、排水設備等々の付属施設の設計費をもっていただけないかというふうに持ちかけられております。

担当課といたしましては、19年度予算には建設関係調査委託料というのがございまして、緊急な場合はその委託料を使わせていただいて、アスベスト等も使わせていただいたのですが、話がまとまっても市が負担するということになれば、この関係

の委託料を活用させていただきたいなど、こんなふうに考えているところでございます。

○教育長（宮城眞一君） 一つ、学校とのかかわりのことについて私の方から。

この点につきましては、御指摘をいただいたような答弁を私の方からいたしております。まず学校側の認識という点で申し上げますと、学校長は学校給食センター運営審議会委員のメンバーでもありまして、私どもの方からその都度いろいろな情報などを提供しているわけでありまして、そのことはよく承知をしているところであります。また校長会の折りにも私の方からたびたびそのことについての話をし、また学校側の指導として幾つか具体的な方法などについて指摘をいたしているところでございます。

学校側がどのような取り組みをしているかということでございますが、一つは学校だよりの中で給食の滞納について、未納があれば他の子どもさんへの負担になりますというような趣旨のことはきちんと書かれているということでありましたら、また保護者会の折りには校長みずからそういう話をするというようなことをしてもらっております。さらにはPTAの会合のときには、議員の中にも会長さんがおられますが、多分そういう話をお聞きいただいているのではないかというふうに思いますけれども、校長からはきちんとそういう話をしてほしいというふうに私の方からは言っておるところでございます。そういうようなことで、学校側としてかかわりを持つようにというふうには申しております。

なお、昨今の5日制になっている状況からいたしますと、学校側のかかわりはこの辺が一つの限度かというふうに私は思っております。学力の定着の問題もございまして、また健全育成や生活指導の側面なども充実をしていかなければいけない問題もありますので、そういう中で学校側としてのかかわりをしっかり持たせたいと、かように考えているところでございます。御理解をいただきたいと思います。

○教育次長（吉野栄喜君） それでは、私の方から給食費の関係で不納欠損の経過ということでございまして、給食費、時効は3年でございますので、過去3年間の状況を、平成15年に不納欠損したものは、これは平成12年度分でございますが、212万5860円でございます。これが不納欠損の額でございます。それから平成16年度は平成13年度分の不納欠損をしたものでございますが、処分をしたものです。これは248万9260円でございます。それから平成17年度でございますが、これは平成14年度分の処分をしたものでございますが、額が284万2680円でございます。

それから、2点目の集金をしていて未納者の福生市の状況はどうかということでございますが、これはあくまでも感覚的な数字で言わせていただきますと、保護者のモラルがないのかなというふうに、できれば払いたくないとか、約束しても約束した日にいなかったとか、そういう方がおよそ30%ぐらいかなという、あと2割の方は真に生活に困窮している方ではないかなと、残りの5割の方は行けばきちんと払ってくれたり、なければいついつ来てくださいという約束を取り付けて集金ができている、そのような状況でございます。

それから、屋上緑化でございますが、屋上緑化につきましては研究したいということで教育長答弁がございましたが、私どもも非常に勉強不足を感じておりますので、ただ研究するというのは口だけではなくて、実際目で見て触って確認をするような形で研究をしてみたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○参事（嶋崎政男君） 小学校の移動教室について答弁申し上げます。

18年度の行き先でございますが、蓼科方面が4校、日光方面が3校となっております。

業者の選定でございますが、前年どおりの業者をそのままお願いしたというのが3校、複数の見積りを取ったのが4校、19年度につきましては全校が複数からの見積りを取るという、こういう形になっております。

○22番（小野沢久君） それでは、質問が幾つかあるかと思うのですが、まず拝島駅の工事の関係なのですが、今の答えではスケジュールができていくからいいのではないかという希望的観測であって、だから昭島市ではちゃんとやってくださいよということを、言いにくいけれども、やはりあとはもう負担は負いませんよということをごどこかで言わないとまずいのではないかね——と思うのだけれども、どうなのだろう。そこまで言えそうかね。言いにくいよね、でもね。言いにくいけれども言わなくてはしょうがない。お金がかかるのだから、だって福生市が交渉しているのなら福生市が責任持たなくてはならない。交渉は昭島市がやっているのだから、しかもなかなかこれは手ごわいですよ、この借りている人は。そんな簡単にうんと言いませんよ——と思うのだよ。これは想像だけれども。

だから、私が言いたいのは、もうこれ以上余計な負担は勘弁してくれということなのよ。だからそれをきちんと相手に伝えておいていただきたいと思うのだけれども、できるかできないか。

それから、管理費はね、これはいろいろ方法はあると思うのですよ。だけれども落としどころをきちんと決めて交渉しないと押し切られてしまうよ。一番いいのはやはり固定資産税で、福生市はほとんど入ってこないのだから、向こうが全部もつのが一番いいのだから、その辺をきちんと頭に置いて、担当は気合いを入れて交渉してください。

どうせこれはそう遠くないうちに結論を出すのでしょうか。これはだってもう8月に使うのだから、使い出してからなんてことではないと思うので、そこだけちょっと、これは清水部長になってしまっていて悪いのだけれども、いつごろ結論を出すのですか。そこを2点、お願いいたします。

それから、玉川上水わきの遊歩道の関係は、地主さんに持ちかけるなんて甘いことではなくて、きちんと話をしてよ。地主さんのところに行って。それでぜひこれは進めていただきたいと思うのです。そうすればやはり玉川上水に関係するいろいろな団体も、やはり福生市が全然歩くところがないということも言われているし、これでそのことも解決できるし、あそこを歩く人のことも考えれば当然この際、今できる方法はこのぐらいしかないのではないかと思います。いや、ほかにもっといい案があるならいいですよ。地区計画がぱっとできて、できますよというのなら全くこんなこ

とを言わなくても結構、しかし今、打てる策はこれしかないのではないかと思いますので、ぜひそのところを進めていただきたいと思いますので、お願いいたします。

永田橋の方は、それでは負担がなくてできるということで、22年の完成に向けて楽しみにしておりますけれども、きちんと確約が取れた段階でどこかで報告をしていただきたいと思います。

それから、滑走路下の緑地の活用につきましては、助役さんが言ったから当然それでもう話が進むと思うので、要はお金も向こうが持ってくれるというのだからこんないい話はないのだよね。それでなおかつ、例えば仮にドックランがその中に入ってくるとすれば、やはりマナー教育をきちんと前面に出した方針でいかなければならないと思うのですよ、公費ですからね。国の金ともいえども。ぜひその辺のところはお願いいたします。

教育費の関係で、給食の関係なのですが、今の吉野次長の御報告によれば、3割が払えそうだけれども払わない。大体新聞なんかの全国のデータとほぼ近いところ、4割ぐらいと書いてあるところがありますけれども、ですから問題はそこなのよね、そこをどうするか、これはどうしましょう。いろいろ報道では裁判に訴えるとかという方法もあるのですけれども、なんかやはり行くだけですか。具体的にそういうことをする気があるのかどうか、そこまで本気で集金する気があるのかどうか、そこをお願いいたします。

やはりそのことが一番問題だと思うのです。学校がやはり関与していく中でも、教育の一環の給食なのだから、やはりはなからの逃げ得はいけない。これはいけないことだということをやはり教育の一環としてやるべきですから、その辺の強行的なことができるのかどうか、そこをお願いいたします。

それから、修学旅行の方の関係は、小学校の関係はそのまま、複数の今回は取ったということで、非常にそういう面ではおれは甘いと思うのだよ。きちんとやはり入札制度をとっていかないと、教育委員会は全く、確かにお任せと言ったってものは市長部局でつくる部分なのだから、やはり契約という行為は本庁にのっとった方法でやっていただかないと困ると思うのですが、今の方法でいいと思っているのか、それとも本庁と同じ方式、もうすべて今本庁は複数でショー——でやっていくのか、入札制度をきちんとやっていくのか、複数を取ったという御答弁だけれども、中身のことはわかりませんが、要は本庁方式をきちんと採用できるのかどうかだけ、そのところをもう一度お願いいたします。学校に任せるのではなくて、任せるのは結構だけれども、方法論をね。

それから、屋上は研究ではなくてもうちちょっと頑張るということだから、緑化対策はひとつよろしくお願いします。

幾つか質問をしていますので、御答弁をお願いします。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、工事の進め方、文書で要請するという方法もありますが、文書で要請しても向こうの努力のやり方だというふうに思いますので、私どもとしては12月に1億2800万円の工事費の増について、事務レベルで交渉する中では、当初は私どもは一銭も払いませんと、こういう話をして、ぎりぎ

りまでその話をしてきました。

それで、その中で話が出たのは国庫補助をではもらえるのかもらえないのかという話になりまして、それによって昭島市と福生市の担当者が東京都を通じて国に要請をして補助が出るところまで運んだと、こういう結果でございまして、そこまで昭島市も努力してくれたということを含めて、補助が出るということで、確かに2800万円の市の負担が、補助を除いて発生するわけですが、8月に仮開通いたすということも含めてトータルとして了解をさせていただいて、その報告を11月2日に昭島市の助役さんに来ていただいて、高橋助役に協議をしていただいたというようなことでございます。

それから、2点目の維持管理の問題についても、その11月2日のときに助役さん同士の話し合いの中で、19年3月末までに方向性を出すように事務レベルで協議を始めて、最終的には理事者の判断になろうかと思うのですが、そういうタイムリミットを設定させていただきました。

以上でございしますが、ほかの要望につきましては積極的に進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育次長（吉野栄喜君） 給食費の未納者に対する処分の関係でございしますが、現実問題、今まで教育委員会事務局の職員が未納者に集金に出たというのは去年の12月が初めてでございします。その前、昨年8月夏休みには調理員も昼間出ていたわけですが、正直言いまして少しずつ効果は出ているのかなという状況の中で、3月にもやる予定であります。それから5月にもやる予定で、その様子を見ながら、何回行っても納めてくれないような人には何らかの対応策を講じなければいけないのかなと、ただ今まで行かなかったものですから、文書だけもらっているよりも、来たということで払う気になってくれた方もいらっしゃると思いますので、その辺のところの様子を見極めたいというふうに考えております。

○参事（嶋崎政男君） 入札でできるかどうかとの御質問でございしますが、1点は、費用だけではなくて修学旅行の目的そのもの等々ございまして、その点をきっちりクリアできるかなというのが1点目と、それから2点目は、修学旅行につきましては東京都の中学校長会の修学旅行対策委員会の方で大まとめといいますか、やっておるのですが、その当たりによく伺ってみます。それでまたお返事を申し上げたいと思います。

○22番（小野沢久君） それでは、あと6分ありますから。

今の拝島駅の関係の通路の管理費の関係が、これは助役さんの出番になったらしいですね、どうもね、今の答弁を見ると。助役同士で話し合わなくてはいけないことから、やはりこういう論議がされていることをよく理解させていただいて、極力我が市の負担が少なくなるように御健闘を期待しております。なんか3月末ということで、これは見届けられそうですけれどもね。

それから、いずれにしても、学校の関係、随分そういう面では前の質問からは、以前はせいぜい給食の課長が回っていた程度、そのうち課長と係長で回り出したというような形の経過の中で、職員までが回っていくという部分では大幅に前進してきた

し、これもやはり教育委員会全体のことととらえていただいて、やはり全職員が当たるような形のことをしていただかないと、今本庁舎の方ではきちんと滞納対策を全庁あげて、助役を筆頭にやっているわけですから、これは吉野次長を先頭にやはり給食費の未納対策、プロジェクトチームでもつくってもらって、ぜひ先頭になってやはり解消ができるように取り組んでいただきたいということを希望しておきます。

それから、嶋崎参事にはこれが最後の答弁になってしまいそうで、私は学力の大幅な向上を期待して、向上しないうちは異動してもらっては困ると思ったのだけれども、どうも今の答えもまたよく相談してくるということですから、この質問は要は透明性、契約行為ですから透明性を求めたことですので、ぜひお願いいたします。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石川和夫君） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（石川和夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

明23日から25日までの3日間、休会とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川和夫君） 御異議なしと認めます。よって、明23日から25日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は2月26日午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後2時46分 延会